

令01原機(峠)102 令和2年1月16日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1 国立研究開発法人日本 理事長 児 玉 敏 理事長 児 玉 敏

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請の 一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成30年11月30日付け30原機(峠)124をもって申請を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請(令和元年8月9日付け令01原機(峠)037にて一部補正)を別紙のとおり一部補正します。

核燃料物質加工施設保安規定の変更の一部補正

I. 補正の内容

平成30年11月30日付け30原機(峠)124をもって申請を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請(令和元年8月9日付け令01原機(峠)037にて一部補正)を別添1のとおり一部補正する。

また,既に認可を受けている保安規定に対し,一部補正を含めた変更の内容を別添2に示す。

Ⅱ. 補正の理由

火災が発生した場合に備えて, あらかじめ講じる措置をより明確にするとともに, 記載の適正化を図る。 令和元年8月9日付け令01原機(峠)037にて一部補正した別添1及び別添2を以下のとおり一部補正する。

該当箇所	補正前(令和元年8月9日付け一部補正)	補正後
別添2	(内部監査)	(内部監査)
第25条	第25条 理事長は、次の各号に掲げる事項を含む内部監査の要領書を定める。 (1)~(7) (略)	第25条 理事長は、次の各号に掲げる事項を含む内部監査の要領書を定める。 (1)~(7) (補正なし)
	2 (略)	2 (補正なし)
	(1) 品質マネジメントシステムが,第21条 <u>(業務の計画及び実施)</u> に適合	(1) 品質マネジメントシステムが,第21条に適合していること,JEAC4111-
	していること, JEAC4111-2009 の要求事項に適合していること, 品質保証計	2009 の要求事項に適合していること、品質保証計画書の要求事項に適合し
	画書の要求事項に適合していること。	ていること。
	(2) (略)	(2) (補正なし)
別添1及び別添2	(非常事態の事前措置)	(非常事態の事前措置)
第84条	第84条 所長は、非常事態に備えて、次の各号に掲げる措置をあらかじめ講じ	第84条 所長は、非常事態に備えて、次の各号に掲げる措置をあらかじめ講じ
	る。	る。
	$(1) \sim (2)$ (略)	(1)~(2) (補正なし)
	(3) 火災が発生した場合における消防機関への通報や消火又は延焼の防止に	(3) 火災が発生した場合における消防機関への通報や消火又は延焼の防止に
	必要な活動が確実にできる体制を定める。	必要な活動が確実にできる <u>要員の配置,訓練等を含めた</u> 体制を定める。
	$2 \sim 3$ (略)	2~3 (補正なし)

該当箇所	補正前(令和元年8月9日付け一部補正)			補正後									
別添1及び別添2 第18表	第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係)(1/5) (略)			第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係)(1/5) (補正なし)									
	第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係)(2/5)			第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係)(2/5)									
	設備(建物)名称等 検査項目	検査内容	頻度	要求される 機能	維持すべき 期間	担当課長	設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される 機能	維持すべき 期間	担当課長
	核 ANSI 規格 48Y ①外観検査 燃 ハンドリング用 ②員数検査 かりンダ で 滞留ウラン回収 容器 ③漏えい検査 設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(略) ・ANSI 規格 48Y, ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器の員数を識別番号等の記録で照合し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の本数と員数が同じであることを確認する。 (略)	(略)	(開答)	(斯各)	(開各)	核 燃 料 物質 の 滞留ウラン回収 貯蔵 施 設		(補正なし) -ANSI 規格 48Y, ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器の員数を識別番号等の記録で照合し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の員数と同じであることを確認する。 (補正なし)	(補正なし)	(補正なし)	(補正なし)	(補正なし)
	放 射性性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設 注1) 漏えい検査におけるスミヤろ網	の放射能測定は,安全管理課長が実施	する。				放射性廃棄物の廃棄施設 注1)漏えい検査に:	(補正なし)	の放射能測定は,安全管理課長が実施 す	トる。			
	第18表 機能を維持すべき設備等に係る施設定期自主検査 (第77条関係)(3/5)~(5/5) (略)			第1 (補正なし)		を維持すべき設備等に係る 77条関係)(3/5)~			検査				

新 旧 対 照 表 (補正後版) 令和2年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表				
変更前(平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由		
第1章 総則	第1章 総 則			
(目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づき、同法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則等(以下「法令」という。)に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)人形峠環境技術センター(以下「センター」という。)核燃料物質加工施設(以下「加工施設」という。)に <u>おける</u> 保安について定め、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22条第1項の規定に基づき、同法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規 則等(以下「法令」という。)に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発 機構(以下「機構」という。)人形峠環境技術センター(以下「センター」と いう。)における廃止措置段階の核燃料物質加工施設(以下「加工施設」とい う。)に係る保安について定め、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染され た物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的と する。	記載の適正化を図る(表記の見直しを図る)。 ・変更の理由 1 廃止措置段階へ移行した規定であることを明確にする。		
(基本方針) <u>第1条の2</u> (略)	(基本方針) <u>第2条</u> (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。		
(適用及び遵守) <u>第2条</u> (略)	(適用及び遵守) 第3条 (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。		
(関係法令及び規定の遵守) <u>第3条</u> (略)	(関係法令及び規定の遵守) <u>第4条</u> (変更なし)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。		
(安全文化の醸成) <u>第3条の2</u> (略)	(安全文化の醸成) <u>第5条</u> (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機	構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表	
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 (操作及び管理に関する組織)	第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 (組織)	
(操作及び管理に関うる組織) 第4条 加工施設の操作及び管理を行う者の組織は、第1図に示すとおりとする。 2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。	第6条 加工施設 <u>に係る保安活動</u> を行う者の組織は、第1図に示すとおりとする。 2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条見出し及び条番号を変更する)。 ・変更の理由1 廃止措置段階の保安活動を行う組織へ変更する。 【補正にて変更】
(職務) 第5条 機構(センターを除く。)において加工施設の管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 理事長は、加工施設の保安を総理する。 (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における加工施設の保安に関する品質保証活動に係る業務を行う。 (3) 統括監査の職は、加工施設の保安に関する品質保証活動の監査の業務を行う。 (4) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。 (5) 人形峠環境技術センター担当理事(以下「センター担当理事」という。)は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。 2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。 3 センターにおいて加工施設の操作及び管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 所長は、保安を統括する。 (2) 副所長(技術担当)は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。 (3) 副所長(事務担当)は、総務課長、調達課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。 (4) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を統括する。 (5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務(設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。)、放射性廃棄物の保管に係る業務、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。	 (職務) 第7条 機構(センターを除く。)において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 理事長は、加工施設の保安を総理する。 (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における加工施設の保安に関する品質保証活動に係る業務を行う。 (3) 統括監査の職は、加工施設の保安に関する品質保証活動の監査の業務を行う。 (4) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。 (5) 人形峠環境技術センター担当理事(以下「センター担当理事」という。)は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。 2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。 3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 所長は、保安を統括する。 (2) 副所長(技術担当)は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。 (3) 副所長(事務担当)は、総務課長、調達課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。 (4) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を除く。)、加工施設の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務(設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。)、加工施設の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務(設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。)、放射性廃棄物の保管に係る業務(放射性廃棄物でない廃棄物の管理を含む。)、核燃料物質の貯蔵に係る業務,許認可申請に関する全体工程管理に係る業務,他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務 	【補正にて変更】 ・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変更する)。 ・変更の理由1 廃止措置段階の保安活動を行う組織へ運更する。 【補更する。 【補の理理日間でで変更】 ・変更は理由1 廃止措置段階への移行に伴い、加工施設の職位を削る。 ・変更出措置段階への移行に伴い、施設管理課長が所費する恒免とともにの操作停止にを追加するととを明確に係る業務を行うことを明確にする。 【補正にて変更】

を行う。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表				
変更前(平成30年10月31日認可版)	変更後(補正後)	変更理由		
(6) 設備処理課長は、滞留ウランの回収に関する設備の運転・保守に係る業務 (施設管理課長の所掌する業務を除く。)を行う。 (7) 処理技術開発課長は、核燃料物質等の分析に係る業務 (分析設備の保守を含む。)を行う。 (8) 計画管理室長は、加工施設の事業計画に係る業務を行う。 (9) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活	(6) 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務(施設管理課長の所掌する業務を除く。)並びに加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務を行う。 (7) 処理技術開発課長は、分析設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を行う。 (8) 計画管理室長は、加工施設の廃止措置に関する計画の調整に係る業務を行う。 (9) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。	・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,設備処理課長が行っていた滞留ウラン回収に関する設備の運転・保守に係る業務を削り,同設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務,加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務を追加する。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,処		
 報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う店動(以下「初期消火活動」という。)のための体制の整備に係る業務並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。 (10)調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。 (11)安全管理課長は、加工施設及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務(放射線管理設備の運転・保守を含む。),加工施設の保安に関する品質保証活動の推進の事務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る 	(10) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。 (11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員等に係る放射線管理及び安全管理に係る業務(放射線管理設備 <u>(エリア用HFモニタを除く。)</u> の運転・保守を含む。)、エリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業	理技術開発課長が行っていた核燃料物質等の分析に係る業務を削り、分析設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を追加する。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、計画管理室長の職務を廃止措置に関		
業務を行う。 (12) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 4 第3項第2号から第4号までの職位の副所長及び環境保全技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。 5 第3項第5号から第7号までの職位の3課長を総称して、以下「管理者」という。	 務,加工施設の保安に関する品質保証活動の推進の事務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。 (12) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び環境保全技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。 5 第3項第5号から第7号までの職位の3課長を総称して、以下「管理者」という。 	する計画の調整に係る業務へ変更する。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,適用を受けない初期消火活動の体制の整備に係る業務を総務課長の職務から削る。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,安		
(代理者の指定) <u>第6条</u> (略)	(代理者の指定) <u>第8条</u> (変更なし)	全管理課長が所掌するエリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を追加する・変更の理由3記載の適正化を図る(表記の見直しを図る)。 ・変更の理由3記載の適正化を図る(条番号を変記載の適正化を図る(条番号を変		
		更する)。		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表				
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由		
第2節 核燃料取扱主任者	第2節 核燃料取扱主任者			
(核燃料取扱主任者の選任)	(核燃料取扱主任者の選任)			
第7条 理事長は、加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督	第9条 理事長は、加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督	・変更の理由3		
を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうちから、核燃料取扱	を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうち、核燃料物質の取	記載の適正化を図る(条番号を変		
主任者を選任する。	扱いの業務に関し3年以上の実務の経験を有する者から、核燃料取扱主任者を	更するとともに、表記の見直しを 図る)。		
	選任する。	·変更の理由 2		
2 理事長は、核燃料取扱主任者が、旅行、疾病、その他の事由によりその職務	2 理事長は、核燃料取扱主任者が、旅行、疾病、その他の事由によりその職務	核燃料物質の加工の事業に関する		
を遂行できない場合に備え、代行者を核燃料取扱主任者免状を有する職員のう	を遂行できない場合に備え、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうち、核燃料を変し、	規則第8条の4第2項に基づいた		
ちからあらかじめ定める。	<u>料物質の取扱いの業務に関し3年以上の実務の経験を有する者</u> から <u></u> あらかじ め代行者を定める。	選任要件を追加する。		
3 核燃料取扱主任者は、第5条に定める職務を兼任してはならない。ただし、	<u>※1、1714を</u> ためる。 3 核燃料取扱主任者は,第7条に定める職務を兼任してはならない。ただし,			
代行者はこの限りではない。	代行者はこの限りではない。			
(核燃料取扱主任者の職務)	(核燃料取扱主任者の職務)			
第8条 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保安	第10条 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保	・変更の理由3		
のため次の各号に掲げる職務を誠実に行う。	安のため次の各号に掲げる職務を誠実に行う。	記載の適正化を図る(条番号を変 更する。また、号番号を繰り上げ		
(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申	(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申	るとともに、表記の見直しを図		
する。 (2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。	する。 (2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。	る)。		
(3) 必要と認めた場合は、分脈位に対して指示・働音又は切言する。 (3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。	(3) 必要と認めた場合は、谷脈位に対して指示・働音又は切言する。 (3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。	・変更の理由1		
(4) 所轄官庁が法令に基づいて行う検査に原則として立ち会う。	(4) 所轄官庁が法令に基づいて行う検査に原則として立ち会う。	廃止措置段階への移行に伴い,廃 止措置の実施計画を追加する。		
(5) 法令に基づく申請・報告を審査する。	(5) 法令に基づく申請・報告を審査する。	・変更の理由 1		
(6) この規定に係る記録の確認を行う。	(6) この規定に係る記録の確認を行う。	廃止措置段階への移行に伴い, 適		
(7) 第27条に定める加工計画等,施設定期自主検査の実施計画等の保安上	(7) 第29条に定める廃止措置の実施計画,第34条に定める貯蔵計画等,	用を受けない加工施設の定期的な		
重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。	第77条に定める施設定期自主検査の実施計画 <u>その他</u> 保安上重要な計画の作	評価に関する事項を削る。		
	成、改訂に当たり、その内容について審査する。			
(8) 保安教育訓練の年間計画の作成,改訂に当たり,その内容について審査	(8) 保安教育訓練の年間計画の作成,改訂に当たり,その内容について審査			
する。 (9) 品質保証計画書,センターの保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当	する。 (9) 品質保証計画書,加工施設の保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当			
たり、その内容について審査する。	たり、その内容について審査する。			
(10) センターの保安に係るセンター共通安全作業基準,各種作業マニュアル	(10) 加工施設の保安に係るセンター共通安全作業基準,各種作業マニュアル			
の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。	の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。			
(11) 加工施設の定期的な評価に係る計画及び評価結果について審査する。	<u>(削る)</u>			
(12) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。	(11) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。			
(<u>13</u>) 安全審査委員会における審議結果について審査する。	(<u>12</u>) 安全審査委員会における審議結果について審査する。			
(<u>14</u>) その他 <u>,</u> 加工施設の保安の監督のための職務を行う。	(<u>13</u>) その他加工施設の保安の監督のための職務を行う。			
(意見の尊重)	(意見の尊重)			
第9条 (略)	第11条 (変更なし)	・変更の理由 3		
<u> </u>		記載の適正化を図る(条番号を変		
		更する)。		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表				
変更前(平成30年10月31日認可版)	変更後(補正後)	変更理由		
第3節 委員会	第3節 委員会			
 (中央安全審査・品質保証委員会) 第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る通達を定める。 3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、加工施設の保安に関する次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項 ① 加工事業変更許可 ② 加工施設の定期的な評価の結果 (新規) (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)第9条の16に定める事象が発生した場合の措置に関する事項 (3) 品質保証活動の基本事項 (4) その他,理事長の諮問する事項 4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。 6 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。 	(中央安全審査・品質保証委員会) 第12条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る通達を定める。 3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、加工施設の保安に関する次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項 ① 加工事業変更許可(削る) ② 廃止措置計画の変更の認可に関する重要事項 (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)第9条の16に定める事象が発生した場合の措置に関する事項 (3) 品質保証活動の基本事項 (4) その他理事長の諮問する事項 4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。 6 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更するとともに、表記の見直しを 図る)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、適 用を受けない加工施設の定期的な 評価に関する事項を削り、廃止措 置計画の変更の認可に関する重要 事項を審議対象に追加する。		
(安全審査委員会) 第11条 センターに安全審査委員会を置く。 2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。 3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。 (1) 加工事業変更許可、設計及び工事の方法の認可 (2) この規定の改定 (3) 品質保証計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃 (4) 第27条に定める加工計画等 (5) 保安教育訓練の年間計画 (6) 加工施設の定期的な評価に係る計画及び評価結果 (新規) (7) その他、所長の諮問する事項 4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。 5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。	(安全審査委員会) 第13条 センターに安全審査委員会を置く。 2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。 3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。 (1) 加工事業変更許可、廃止措置計画の変更の認可、設計及び工事の方法の認可 (2) この規定の改定 (3) 品質保証計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃 (4) 第34条に定める貯蔵計画等 (5) 保安教育訓練の年間計画 (削る) (6) 第29条に定める廃止措置の実施計画 (7) その他所長の諮問する事項 4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。 5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。	図る)。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適 用を受けない加工施設の定期的な 評価に関する事項を削り、廃止措 置計画の変更の認可に関する事項 及び廃止措置の実施計画に関する 事項を審議対象に追加する。		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表				
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由		
 (業務品質保証推進委員会) 第11条の2 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 3 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、加工施設の品質保証活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) その他、品質保証活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。 	 (業務品質保証推進委員会) 第14条 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 業務品質保証推進委員会は、加工施設の品質保証活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) その他品質保証活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。 	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更するとともに、表記の見直しを 図る)。		
第4節 管理責任者	第4節 管理責任者			
(管理責任者) 第12条 (略)	(管理責任者) 第15条 (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。		
第5節 従業員等以外の者に対する保安措置	第5節 従業員等以外の者に対する保安措置			
(従業員等以外の者に対する保安措置) (従業員等以外の者に対する保安措置) (第13条 統括者は、各々の職務において従業員等以外の放射線業務従事者に対し、この規定の各条項のうち次の各号に掲げる事項に準じた保安措置を講じる。 (1) 第7章に定める放射線管理 (2) 第11章に定める保安教育訓練 (3) 第29条に定める操作上の一般事項 (4) 第36条に定める異常時の措置 (5) 第78条に定める非常事態の通報	(従業員等以外の者に対する保安措置) 第16条 統括者は、各々の職務において従業員等以外の放射線業務従事者に対し、この規定の各条項のうち次の各号に掲げる事項に準じた保安措置を講じる。 (1) 第8章に定める放射線管理 (2) 第12章に定める保安教育訓練 (3) 第36条に定める操作上の一般事項 (4) 第43条に定める異常時の措置 (5) 第85条に定める非常事態の通報	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 章番号を変更する)。		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表			
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由	
第3章 品質保証活動	第3章 品質保証活動		
(品質保証計画の構築、維持及び改善) 第14条 理事長は、加工施設における保安活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(以下「JEAC4111-2009」という。)に基づく品質マネジメントシステムを構築し、実施し、維持するため、品質保証計画書を定めるとともに、保安活動に必要な資源を提供する。 2 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び所長は、前項の品質保証計画書を定めた文書(第2次文書)として要領書又は規則を定めるとともに、不定でとなりを変更の業務の作業手順を定めた文書(第3次文書)として作業マニュアル、センターの業務の作業手順を定めた文書(第3次文書)として作業マニュアル、センター共通安全作業基準等を第2図に示すとおり定める。また、この規定に定める文書(第2次文書)とこの規定との関連条項を第1表に示す。 3 理事長は、文書及び記録を管理するため、安全・核セキュリティ統括部長及び所長に、文書及び記録管理の要領書を定めさせる。文書及び記録の管理には、次の各号に掲げる事項を含める。 (1) 文書管理の要領書には、次の事項を含める。 (1) 交書管理の要領書には、次の事項を含める。 (2) 文書をレビューすること。また、必要に応じて更新し、再承認すること。を、変書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にすること。 (3) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にすること。 (4) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にすること。 (5) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にすること。 (6) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にすること。 (7) 廃止文書が誤って使用されないようにすること。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をすること。 (8) 記録管理の要領書には、次の事項を含める。 (1) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を、管理すること。 (2) 記録で理の強調といるの意味に関して必要な管理を規定すること。 (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であること。	(品質保証計画の構築、維持及び改善) 第17条 理事長は、加工施設における保安活動に関して、原子力発電所における安全のための品質保証規程(以下「JEAC4111-2009」という。)に基づく品質マネジメントシステムを構築し、実施し、維持するため、品質保証計画書を定めるとともに、保安活動に必要な資源を提供する。 2 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び所長は、前項の品質保証計画書(第1次文書)に基づき、本部及びセンターの品質に係る業務の内容を定めた文書(第2次文書)として要領書又は規則を定めるとともに、本部及びセンターの業務の作業手順を定めた文書(第3次文書)として作業ニアル、センター共通安全作業基準等を第2図に示すとおり定める。また、この規定に定める文書(第2次文書)とこの規定との関連条項を第1表に示す。 3 理事長は、文書及び記録を管理するため、安全・核セキュリティ統括部長及び所長に、文書及び記録管理の要領書を定めさせる。文書及び記録の管理には、次の事項を含める。 (1) 文書管理の要領書には、次の事項を含める。 (1) 文書管理の要領書には、次の事項を含める。 (1) 変書で担いる立ととを確実にすること。 ② 文書をレビューすること。また、必要に応じて更新し、再承認すること。。 ② 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にすること。 ④ 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にすること。 ⑤ 立書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にすること。 ② 定書が誤って使用されないようにすること。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をすること。 ② 定と書が誤って使用されないようにすること。また、これらを何らかの目ので保持する場合には、適切な識別をすること。 ② 記録で理の要領書には、次の事項を含める。 ① 廃止文書が誤って使用されないようにすること。また、これらを何らなの自然で理事で表さと。 ② 記録で理の要領書には、次の事項を含める。 ① 東東事への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を、管理すること。 ② 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定すること。 ③ 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であること。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る)。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表				
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由		
4 所長は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、規則及び要領書でグレード分けを行う。グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて次の各号に掲げる事項を考慮する。 (1) 必要なプロセス及び文書の確立について、品質保証計画書で定める。 (2) 検査及び試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度を第8章として定める。 (3) 力量が必要な作業又は従業員等について、教育・訓練の要領書で定める。。	4 所長は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、規則及び要領書でグレード分けを行う。グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて次の各号に掲げる事項を考慮する。 (1) 必要なプロセス及び文書の確立について、品質保証計画書で定める。 (2) 検査及び試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度を第9章として定める。 (3) 力量が必要な作業又は従業員等について、教育・訓練の要領書で定める。。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(章番号を変 更する)。		
(原子力安全に係る品質方針) <u>第15条</u> (略)	(原子力安全に係る品質方針) 第18条 (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。		
(品質目標) <u>第16条</u> (略)	(品質目標) <u>第19条</u> (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。		
(マネジメントレビュー) <u>第17条</u> (略)	(マネジメントレビュー) <u>第20条</u> (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。		

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(業務の計画及び実施) 第18条 所長は、第4章から第10章に定める保安活動の計画として、次の各号に掲げる要領書及び規則を定める。 (1) 第4章加工施設の操作に係る要領書 (2) 第5章核燃料物質等の管理に係る要領書 (3) 第6章放射性廃棄物の管理に係る要領書 (4) 第7章放射線管理に係る要領書 (5) 第8章保守管理に係る要領書 (6) 第9章初期消火活動のための体制の整備に係る規則及び第10章非常の場合に採るべき措置に係る規則 2 統括者は、保安活動の計画が、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 3 各課室長は、各々の職務において保安活動に使用する文書には、次の各号に掲げる事項について該当するものを含める。また、保安活動の運営方法に適した形式を定める。 (1) 業務に対する品質目標及び要求事項 (2) 業務に対するプロセス及び必要な資源 (3) その業務のための検証、妥当性確認 (4) 検査・試験と監視・測定の方法及びその判定基準 (5) 検査・試験と監視・測定の結果の記録 4 各課室長は、各々の職務において第1項で定める保安活動の計画に従って、第4章から第10章に示す保安活動を実施するとともに、各章に従い、当該課室長を統括する統括者への報告等を行う。 5 所長は、第1項の保安活動の計画として定める要領書及び規則を、必要に応じて更新し、再承認する。	 (業務の計画及び実施) 第21条 所長は、第4章から第11章までに定める保安活動の計画として、次の各号に掲げる要領書及び規則を定める。 (1) 第4章廃止措置の管理及び第5章加工施設の操作に係る要領書 (2) 第6章核燃料物質等の管理に係る要領書 (3) 第7章放射性廃棄物の管理に係る要領書 (4) 第8章放射線管理に係る要領書 (5) 第9章保守管理に係る要領書 (6) 第10章重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る規則及び第11章非常の場合に採るべき措置に係る規則 2 統括者は、保安活動の計画が、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 3 各課室長は、各々の職務において保安活動に使用する文書には、次の各号に掲げる事項について該当するものを含める。また、保安活動の運営方法に適した形式を定める。 (1) 業務に対する品質目標及び要求事項 (2) 業務に対する品質目標及び要求事項 (2) 業務に対する品質目標及び要求事項 (3) その業務のための検証、妥当性確認 (4) 検査・試験と監視・測定の方法及びその判定基準 (5) 検査・試験と監視・測定の結果の記録 4 各課室長は、各々の職務において第1項で定める保安活動の計画に従って、第4章から第11章までに示す保安活動を実施するとともに、各章に従い、当該課室長を統括する統括者への報告等を行う。 	
(外部とのコミュニケーション)第19条 (略)(設計・開発)第20条 (略)	 (外部とのコミュニケーション) 第22条 (変更なし) (設計・開発) 第23条 (変更なし) 	・変更の理由3記載の適正化を図る(条番号を変更する)。・変更の理由3
(調達) 第21条 (略)	(調達) 第 <u>24条</u> (変更なし)	記載の適正化を図る(条番号を変更する)。 ・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変更する)。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表				
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由		
(内部監査) 第22条 理事長は、次の各号に掲げる事項を含む内部監査の要領書を定める。 (1) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と要求事項。 (2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定すること。 (3) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。 (4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。また、監査員は、自らの業務を監査しないこと。 (5) 統括監査の職は、監査の結果を理事長に報告すること。 (6) 統括監査の職は、検出された不適合及びその原因を除去するために、監査された領域に責任をもつ各部長等に文書をもって是正を指示し、とられた処置を検証し、検証結果を理事長に報告すること。 (7) 監査された領域に責任をもつ各部長等は、検出された不適合及びその原因を特定し、必要な修正及び是正処置すべてを行うこと。 2 統括監査の職は、次の各号に掲げる事項が満たされているか否かを明確にするために、内部監査の要領書に従い監査計画を定め、毎年度1回及び必要に応じて監査を実施する。 (1) 品質マネジメントシステムが、第18条(業務の計画及び実施)に適合していること、JEAC4111-2009の要求事項に適合していること、品質保証計画書の要求事項に適合していること。	(内部監査) 第25条 理事長は、次の各号に掲げる事項を含む内部監査の要領書を定める。 (1) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と要求事項。 (2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定すること。 (3) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。 (4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。また、監査員は、自らの業務を監査しないこと。 (5) 統括監査の職は、監査の結果を理事長に報告すること。 (6) 統括監査の職は、検出された不適合及びその原因を除去するために、監査された領域に責任をもつ各部長等に文書をもって是正を指示し、とられた処置を検証し、検証結果を理事長に報告すること。 (7) 監査された領域に責任をもつ各部長等は、検出された不適合及びその原因を特定し、必要な修正及び是正処置すべてを行うこと。 2 統括監査の職は、次の各号に掲げる事項が満たされているか否かを明確にするために、内部監査の要領書に従い監査計画を定め、毎年度1回及び必要に応じて監査を実施する。 (1) 品質マネジメントシステムが、第21条に適合していること、JEAC4111-2009の要求事項に適合していること、品質保証計画書の要求事項に適合していること。 (2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更するとともに、表記の見直しを 図る)。 【補正にて変更】		
 (不適合管理) 第23条 (略) (是正処置) 第24条 (略) (予防処置) 第25条 (略) 	 (不適合管理) 第26条 (変更なし) (是正処置) 第27条 (変更なし) (予防処置) 第28条 (変更なし) 	 ・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変更する)。 ・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変更する)。 ・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変更する)。 		

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(新規)	第4章 廃止措置の管理(廃止措置の実施計画)第29条 設備処理課長は、認可を受けた廃止措置計画に基づき、加工施設の解体工事、核燃料物質による汚染の除去、解体撤去範囲の設備・機器や床面等に係る汚染状況の調査等に関し各工程等を示した実施計画を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。2 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。3 設備処理課長は、第1項の承認を得た廃止措置の実施計画を関係課室長に通知する。4 廃止措置の実施計画を変更する場合は、前三項の規定を準用する。	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,施設・設備の解体工事,汚染の除去,汚染状況の調査等に係る廃止措置作業の実施計画に関する事項を追加する。 【補正にて変更】
(新規)	(供用を終了した施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置) 第30条 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において供用を終了した施設・設備の機能を停止させ、系統の隔離、設備の電源隔離等により当該設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置を講じる。 2 管理者は、前項の措置を講じた施設・設備のうち、核燃料物質によって汚染された物について、第47条に基づいて汚染の広がりを防止するための措置を講じる。	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,供 用を終了した施設・設備の操作停 止に関する恒久的な措置に関する 事項を追加する。
(新規)	(廃止措置に関する工事等の実施) 第31条 設備処理課長は、廃止措置の実施計画に定めた工事等のうち、管理区域内での工事等について、第69条に定める特殊放射線作業計画書により、放射線防護上の措置等を講じた上で作業を行う。	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,施 設・設備の解体撤去工事等に関す る廃止措置作業における放射線防 護上の措置等に関する事項を追加 する。
(新規)	(廃止措置に関する工事等の終了報告) 第32条 設備処理課長は、第29条に基づき作成した廃止措置の実施計画で定めた工事等が終了した場合、終了した工事等ごとに当該工事等の方法、時期及び対象となる施設・設備の名称について、環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、関係課室長に通知する。	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,施 設・設備の解体撤去工事等の実施 記録とその報告に関する事項を追 加する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前(平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
<u>第4章</u> 加工施設の操作 第1節 通則	<u>第5章</u> 加工施設の操作 第1節 通則	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(章番号を変 更する)。
(要員の確保) 第26条 統括者は、各々の職務において加工施設の操作に係る知識を有する者 を確保する。 2 <u>前項の</u> 統括者は、加工施設の操作に際し、構成人員をそろえる。	(要員の確保) 第33条 統括者は、各々の職務において <u>廃止措置期間中の</u> 加工施設の <u>維持管理</u> <u>に必要な設備の</u> 操作に係る知識を有する者を確保する。 2 統括者は、 <u>廃止措置期間中の</u> 加工施設の <u>維持管理に必要な設備の</u> 操作に際 し、構成人員をそろえる。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更するとともに,表記の見直しを 図る)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,運 転段階の加工施設の操作とは異な
(加工計画等) 第27条 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした 核燃料物質の貯蔵計画を立案する。 (1) 核燃料物質の種類及び貯蔵数量 (2) 核燃料物質の貯蔵の方法、及び通常の貯蔵と異なる貯蔵を計画する場合 はその条件 (3) 安全評価及び安全対策 2 施設管理課長及び設備処理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明 らかにした加工計画を立案する。 (1) 加工場所 (2) 核燃料物質の種類及び加工数量	(<u>貯蔵</u> 計画等) 第34条 施設管理課長は,年度ごとに,次の各号に掲げる事項を明らかにした 核燃料物質の貯蔵計画を立案する。 (1) 核燃料物質の種類及び貯蔵数量 (2) 核燃料物質の貯蔵の方法,及び通常の貯蔵と異なる貯蔵を計画する場合 はその条件 (3) 安全評価及び安全対策 (削る)	ることを明確にする。 ・変更の理由3 記載の適正化を図る(条見出し及び条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、加工計画の立案に関する事項を削る。
(3) 同位体組成 (4) 化学的組成 (5) 物理的形状 (6) 加工方法,及び通常の加工条件と異なる加工を計画する場合はその加工 条件等 (7) 安全評価及び安全対策 3 施設管理課長は,年度ごとに,次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性 廃棄物の保管計画を立案する。 (1) 放射性廃棄物の種類及び数量 (2) 放射性廃棄物の保管の方法 (3) 安全評価及び安全対策 4 施設管理課長及び設備処理課長は,前三項の核燃料物質の貯蔵計画,加工計 画及び放射性廃棄物の保管計画(以下「加工計画等」という。)について,環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。 5 所長は,前項の承認を行う場合は,核燃料取扱主任者の審査を受ける。 6 加工計画等の内容を変更する場合は,第1項から第5項の規定を準用する。 ただし,変更が軽微な場合は,この限りではない。	2 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物の保管計画を立案する。 (1) 放射性廃棄物の種類及び数量 (2) 放射性廃棄物の保管の方法 (3) 安全評価及び安全対策 3 施設管理課長は、前二項の核燃料物質の貯蔵計画及び放射性廃棄物の保管計画(以下「貯蔵計画等」という。)について、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。 4 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。 5 貯蔵計画等の内容を変更する場合は、前各項の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りではない。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(加工計画等の報告) 第28条 施設管理課長は、加工計画等に基づく核燃料物質等の加工等を終了した場合は、前条に定める計画ごとに報告書を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。 2 設備処理課長は、加工計画に基づく核燃料物質の加工を終了した場合は、前条に定める計画に対する報告書を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。 3 所長は、前二項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。	(<u>貯蔵</u> 計画等の報告) 第35条 施設管理課長は、 <u>貯蔵</u> 計画等に基づく核燃料物質の <u>貯蔵及び放射性廃棄物の保管</u> を終了した場合は、前条に定める計画ごとに報告書を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。 (削る)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条見出し及 び条番号を変更するとともに、表 記の見直しを図る)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、加 工計画に対する報告に関する事項 を削る。
(操作上の一般事項) 第29条 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において加工施設の操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。 2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。 3 前項の報告を受けた当該課長は、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討する。	工施設の <u>維持管理に必要な設備の</u> 操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。 2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,運 転段階の加工施設の操作とは異な ることを明確にする。
(保安上特に管理を必要とする設備の操作) 第30条 保安上特に管理を必要とする設備を第2表に定める。 2 施設管理課長,設備処理課長及び安全管理課長は,第2表に定める設備の操作について,次の各号に掲げる事項を確認する。その結果を当該統括者,核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 (1) 操作責任者,操作員の氏名及びこれらの者の交代時刻 (2) 設備・機器の操作開始時刻,操作停止時刻及びそのときの状態	(保安上特に管理を必要とする設備の操作) 第37条 廃止措置期間中の保安上特に管理を必要とする設備を第2表に定める。 2 施設管理課長及び安全管理課長は、第2表に定める設備の操作について、次の各号に掲げる事項を確認する。その結果を当該統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 (1) 操作責任者、操作員の氏名及びこれらの者の交代時刻 (2) 設備・機器の操作開始時刻、操作停止時刻及びそのときの状態	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,終 了した業務(滞留ウラン回収に関 する設備の運転)を担当していた 設備処理課長を削る。
(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第30条の2 施設管理課長,設備処理課長及び安全管理課長は,第2表に定める保安上特に管理を必要とする設備について,これらの機能を確保するため,次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 巡視・点検,施設定期自主検査等により機能を確認する。 (2) 異常を発見した場合は,速やかに正常に機能するよう回復させる。	(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第38条 施設管理課長及び安全管理課長は、第2表に定める <u>廃止措置期間中の</u> 保安上特に管理を必要とする設備について、これらの機能を確保するため、次 の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 巡視、施設定期自主検査等により機能を確認する。 (2) 異常を発見した場合は、速やかに正常に機能するよう回復させる。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更するとともに表記の見直しを図 る。)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,終 了した業務(滞留ウラン回収に関 する設備の運転)を担当していた 設備処理課長を削る。

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	要更後(補正後)	変更理由
第2節 操作上の留意事項	第2節 操作上の留意事項	~~~TH
(臨界管理)	(臨界管理)	
(端が官性) 第31条 施設管理課長及び設備処理課長は、第3表に定める設備・機器が、核	(端外官理) 第39条 施設管理課長は,第3表に定める設備・機器が,核的制限値を満足し	・変更の理由3
的制限値を満足していることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及	ていることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者	記載の適正化を図る(条番号を変
び核燃料取扱主任者に報告する。また、作業場所又は設備、機器に核的制限値	に報告する。また,作業場所又は設備,機器に核的制限値を表示する。	更するとともに表記の見直しを図る。)。
を表示する。		·変更の理由 1
		廃止措置段階への移行に伴い、終
		了した業務(滞留ウラン回収に関する設備の運転)を担当していた
		設備処理課長を削る。
(漏えい管理)	(漏えい管理)	
第32条 施設管理課長は、液化後のシリンダ槽の扉を開ける場合は、あらかじ	_(削る)_	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変
<u>め工程用モニタの漏えい拡大防止インタロックに係る設定を確認するととも</u> に、工程用モニタにより核燃料物質の漏えいがないことを確認する。		更するとともに表記の見直しを図
2 施設管理課長は、均質設備において製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリ	(削る)	3.).
ンダ及びハンドリング用シリンダの取付け、取り外し後に核燃料物質の漏えい		・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加
がないことを確認する。		工設備本体の運転を行わないた
3 施設管理課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、捕集効率が99.	第40条 施設管理課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、捕集効率が	
9%以上であることを確認する。	99.9%以上であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。	項を削る。
4 施設管理課長は,DOP-1 UF ₆ 処理設備の系内圧力が,大気圧以下であること	(削る)	
<u>を確認する。</u>		
5 施設管理課長は、前四項の結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任		
者に報告する。 6 施設管理課長は、第1項のインタロックに係る設定の変更について、環境保	(削る)	
全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。	(H)(な)	
7 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備において滞留ウラン回収容器の取付	_(削る)_	
<u>け、取り外し後に核燃料物質の漏えいがないことを確認するとともに、その結</u>		
果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。		

	再 人形峠環境技術センター 核燃料物資加工施設保女規定 新旧対照衣 	******
変更前(平成30年10月31日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(過充てん防止) 第33条 施設管理課長は、均質設備においてウランを製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ及びハンドリング用シリンダに充てんする場合は、あらかじめ過充てんのインタロックに係る設定を確認するとともに、充てんした量が第4表に定める最大充てん量以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。 3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備においてウランを滞留ウラン回収容器に充てんした場合は、その量が第4表に定める最大充てん量以下であることを確認するとともに、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。	_(削る)	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加 工設備本体の運転を行わないた め、過充てん防止に関する事項を 削る。
(熱的制限) 第34条 施設管理課長は、均質設備において核燃料物質を充てんした製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ、コールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、あらかじめ加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が第5表に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。 3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備において核燃料物質を充てんしたコールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が第5表に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 4 設備処理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全	<u>(削る)</u>	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,加工設備本体の運転を行わないため,熱的制限に関する事項を削る。
技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。 (吊上げ高さ制限) 第35条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第6表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。	(吊上げ高さ制限) 第41条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第5表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更するとともに、表記 の見直しを図る)。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(給排気設備の管理) 第35条の2 施設管理課長は、第1種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。 2 施設管理課長は、点検、補修作業等により給排気設備を停止する場合、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認 <u>する。</u> その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 核燃料物質の取扱いの停止 (2) ウランを内包する機器及び配管の密閉 (3) 閉じ込め機能の確保 3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第1種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。 4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認 <u>する。</u> その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。	(給排気設備の管理) 第42条 施設管理課長は、第1種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。 2 施設管理課長は、点検時、補修作業時、停電作業時、夜間・休日等に給排気設備を停止することができる。給排気設備を停止する場合は、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 核燃料物質の取扱いの停止 (2) ウランを内包する機器及び配管の密閉 (3) 閉じ込め機能の確保 3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第1種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。 4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更するとともに、表記の見直しを 図る)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、加 工施設本体の運転を行わないた め、保安上の措置が講じられ、給 排気設備を停止できる事例に停電 作業や夜間・休日を追加する。
第3節 異常時の措置	第3節 異常時の措置	
(異常時の措置) 第36条 加工施設において異常を発見した者は、直ちに応急措置を講じるとともに、異常の状況等について担当課室長に通報する。 2 前項の通報を受けた課室長は、異常の状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、当該課室長を統括する統括者に報告し、その指示に従う。 3 前項の報告を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、必要に応じて関係課室長に通報する(ただし、所長への報告は、保安に及ぼす影響がごく軽微なものは除く。)。 4 第1項の通報を受けた課室長は、その状況が第76条に定める非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに連絡責任者及び当該統括者に通報する。	(異常時の措置) 第43条 加工施設において異常を発見した者は、直ちに応急措置を講じるとともに、異常の状況等について担当課室長に通報する。 2 前項の通報を受けた課室長は、異常の状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、当該課室長を統括する統括者に報告し、その指示に従う。 3 前項の報告を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、必要に応じて関係課室長に通報する(ただし、所長への報告は、保安に及ぼす影響がごく軽微なものは除く。)。 4 第1項の通報を受けた課室長は、その状況が <u>第83条</u> に定める非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに連絡責任者及び当該統括者に通報する。	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。

変更前(平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
第5章 核燃料物質等の管理	<u>第6章</u> 核燃料物質等の管理	・変更の理由3 記載の適正化を図る(章番号を変 電オス)
第5章 核燃料物質等の管理 (センター外からの搬入) 第37条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務においてセンター外から管理区域内へ核燃料物質等を搬入する場合は、あらかじめ搬入計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。 2 前項の搬入計画を作成した課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、運搬物の状態に異常がないことを確認する。 3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、線量当量率の最大値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)が第7表に定める基準値を超えていないことを確認する。 4 第1項の搬入計画を作成した課長は、第2項又は第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。 5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の搬入を許可する。 (周辺監視区域内の運搬) 第38条 管理者は、各々の職務において核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。 2 管理者のうち、前の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。 3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第7表に定める基準値を超えていないことを確認する。 4 管理者のうち、第1項の運搬計画を作成した課長は、第2項又は第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。		記載の適正化を図る(章番号を変更する)。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,他施設から核燃料物質等を受け入れないため,センター外からの搬入に関する事項を削る。 ・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更するとともに,表記の見直しを図る)。

変更前(平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
第39条 管理者は、各々の職務において核燃料物質等を第1種管理区域から第 2種管理区域へ移動する場合は、線量当量率及び表面密度が <u>第7表</u> に定める基 準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。 2 管理者のうち、前項の運搬を行う課長は、施設敷地内において核燃料物質等 を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得るとともに線量当 量率及び表面密度が <u>第7表</u> に定める基準値を超えていないことについて安全管	(施設敷地内の運搬) 第45条 管理者は、各々の職務において核燃料物質等を第1種管理区域から第 2種管理区域へ移動する場合は、線量当量率及び表面密度が <u>第6表</u> に定める基準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。 管理者のうち、前項の運搬を行う課長は、施設敷地内において核燃料物質等 を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得るとともに線量当 量率及び表面密度が <u>第6表</u> に定める基準値を超えていないことについて安全管 理課長の確認を受ける。	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更する)。
(新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規)	(センター外への運搬) (146条 施設管理課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ搬出計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。 (2 施設管理課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に規定されている措置を講ずるとともに、運搬物の状態に異常がないことを確認する。 (3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第6表に定める基準値を超えていないことを確認する。施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。 (5 施設管理課長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の許可を得る。	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(変更前の第 43 条から移動するとともに、表 記の見直しを図る)。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、核 燃料物質をセンター外へ運搬する 職位を施設管理課長に一本化す る。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(管理区域内における保管) 第40条 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。 (1) 再使用品 (2) 分析試料 (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規)	(管理区域内における保管) 第47条 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。 (1) 再使用品 (2) 分析試料 (3) 供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類 (4) 解体撤去しドラム缶等に収納した機器類 (5) 放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして扱う計画がある解体物 2 管理者及び安全管理課長は、前項の核燃料物質によって汚染された物を保管する場合、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置(汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。) (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,解 体した設備・機器の保管に関する 事項を追加する。
(核燃料物質の取扱い) 第41条 (略) (貯蔵上の遵守事項) 第41条の2 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に 掲げる事項を遵守する。 (1) 第4表に示す容器に封入されていることを確認するとともに、容器ごと に、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。 (2) 第8表に示す貯蔵場所に貯蔵する。 (3) 第8表に示す最大貯蔵量を超えて貯蔵しない。 (4) 回収ウランが第9表に示す回収ウラン受入れ仕様を満足することを確認 する。 (5) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。 2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。	(核燃料物質の取扱い) 第48条 (変更なし) (貯蔵上の遵守事項) 第49条 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (1) 第4表に示す容器に封入されていることを確認するとともに、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。 (2) 第7表に示す貯蔵場所に貯蔵する。 (3) 第7表に示す貯蔵量を超えて貯蔵しない。 (削る) (4) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。 2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変更する)。 ・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する。また、表記の見直しを図る)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、回収ウランの受入れ作業がないため、当該事項を貯蔵上の遵守事項から削る。

	再 人が峠環境技術センター 核燃料物資加工施設保女規定 新旧対照表	· ·
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(空シリンダ等の管理)		恋更の理事 1
第42条 施設管理課長は、センター外から空シリンダ又は充てんされていない		・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、核
滞留ウラン回収容器を受け入れる場合は、当該シリンダ又は当該容器が第4表		燃料物質を充てんする空シリンダ
に示す容器であることを確認の上、空シリンダについては第1貯蔵庫、第2貯		及び滞留ウラン回収容器を受け入
蔵庫及び第3貯蔵庫に、充てんされていない滞留ウラン回収容器については第		れることがないため、空シリンダ
1貯蔵庫に保管する。		等の管理を削る。
2 施設管理課長は、核燃料物質を前項に示す空シリンダに充てんするに先立っ		
て、当該シリンダの健全性を確認する。		
3 設備処理課長は、核燃料物質を第1項に示す滞留ウラン回収容器に充てんす		
るに先立って、当該容器の健全性を確認する。		
(by characteristics)		
(センター外への運搬) 第43条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物	(削る)	・変更の理由 3
第43条 旭政官理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物 質等をセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ搬出計画を作成し、所長の承		記載の適正化を図る(変更後の第
夏寺をピンター外へ連振りる場合は、めらかしめ旅山計画を作成し、 <u>例表の事</u> 認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。		46条に移動)。
2 前項の搬出計画を作成した課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場		
2 前場の版出計画をFF放した味及は、核燃料物質等をピングークトで建設する場合、「核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則」に規定さ		
っ、「核然材物質等の工物文は事業所がにおりる建誠に関する規則」に規定されている措置を講ずるとともに、運搬物の状態に異常がないことを確認する。		
3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び		
表面密度が第7表に定める基準値を超えていないことを確認する。		
4 第1項の搬出計画を作成した課長は、第2項又は第3項で異常が認められた		
場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全		
技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に		
という。 従う。		
5 第1項の搬出計画を作成した課長は、第2項及び第3項の結果に基づいて核		
燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の		
<u>許可を得る。</u>		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
<u>第6章</u> 放射性廃棄物の管理	<u>第7章</u> 放射性廃棄物の管理	・変更の理由3 記載の適正化を図る(章番号を変 更する)。
(放射性気体廃棄物の管理) 第44条 環境保全技術開発部長は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の3月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。 2 環境保全技術開発部長は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、第10表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。 3 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、第1項及び第2項の管理のため第10表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。	(放射性気体廃棄物の管理) 第50条 環境保全技術開発部長は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の3月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。 2 環境保全技術開発部長は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、第8表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。 3 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、前二項の管理のため第8表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更するとともに、表記 の見直しを図る)。
(廃棄物の仕掛品の管理) <u>第45条</u> (略)	(廃棄物の仕掛品の管理) <u>第51条</u> (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
(放射性液体廃棄物の管理) 第46条 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の3月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。 2 環境保全技術開発部長は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、第11表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。 3 安全管理課長は、第1項及び第2項の管理のため第11表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 4 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。 5 環境保全技術開発部長は、滞留ウラン回収及び分離作業後の五フッ化ヨウ素を保管する場合は排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。 6 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。	(放射性液体廃棄物の管理) 第52条 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の3月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。 2 環境保全技術開発部長は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、第9表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。 3 安全管理課長は、前二項の管理のため第9表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 4 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。 5 環境保全技術開発部長は、五フッ化ョウ素を保管する場合は排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。 6 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更するとともに、表記 の見直しを図る)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、終 了した業務(滞留ウラン回収に関 する業務)を削る。
(放射性固体廃棄物の管理) <u>第47条</u> (略)	(放射性固体廃棄物の管理) <u>第53条</u> (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(放射性廃棄物の運搬) 第48条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。 2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。 3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第7表に定める基準値を超えていないことを確認する。 4 施設管理課長は、第2項又は第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。 5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。	(放射性廃棄物の運搬) 第54条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。 2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。 3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第6表に定める基準値を超えていないことを確認する。 4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。 5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。	変更理田 ・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る)。
場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での連搬を計可する。 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第48条の2 環境保全技術開発部長は、第2種管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。 (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。	(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第55条 環境保全技術開発部長は、管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。 (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。ただし、第1種管理区域において設置された資材等については、これに加えて適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,汚 染のおそれがある区域(第1種管 理区域)において設置された資材 等又は使用された物品についても 放射性廃棄物でない廃棄物として の判断を可能とし,放射性廃棄物 の低減化を図る。
(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により 汚染がないこと。	測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、汚染された部位の特定・分離を行った資材等についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。ただし、第1種管理区域において使用された物品については、これに加えて適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、適切に管理された使用履歴の記録等がない物品に適用する場合も同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。	
(3) <u>第2種</u> 管理区域から搬出するまでの間,他の資材等及び物品との混在防止の措置を講じられていること。	(3) 管理区域から搬出するまでの間,他の資材等及び物品との混在防止の措置を講じられていること。	

変更前(平成30年10月31日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
第7章 放射線管理	第8章 放射線管理	・変更の理由3 記載の適正化を図る(章番号を変
第1節 区域管理	第1節 区域管理	正載の過止化を囚る(早番方を多 更する)。
(管理区域)	(管理区域)	
<u>第49条</u> (略)	第56条 (変更なし)	・変更の理由3
		記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
(一時管理区域)	(一時管理区域)	
<u>第50条</u> (略)	第57条 (変更なし)	・変更の理由3
		記載の適正化を図る(条番号を変更する)。
(管理区域の区分)	(管理区域の区分)	
<u>第51条</u> 環境保全技術開発部長は、 <u>第49条</u> に定める管理区域を次の各号に掲	第58条 環境保全技術開発部長は、第56条に定める管理区域を次の各号に掲	・変更の理由3
げる事項に基づき第3図(1)及び(2)のとおり区分する。	げる事項に基づき第3図(1)及び(2)のとおり区分する。	記載の適正化を図る(条番号を変更する)。
(1) 第2種管理区域:管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が	(1) 第2種管理区域:管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が	入する / 。
法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが 明らかな区域	法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが 明らかな区域	
(2) 第1種管理区域:第2種管理区域以外の管理区域	(2) 第1種管理区域:第2種管理区域以外の管理区域	
2 所長は、前項第2号の管理区域内において、核燃料物質等の使用を禁止し、	2 所長は、前項第2号の管理区域内において、核燃料物質等の使用を禁止し、	
除染等適切な措置を講じ、線量等が、法令に定める値を超えないことが明らか	除染等適切な措置を講じ、線量等が、法令に定める値を超えないことが明らか	
な区域については,安全管理課長の確認後,核燃料取扱主任者の同意を得て,	な区域については,安全管理課長の確認後,核燃料取扱主任者の同意を得て,	
一時的に管理区域を解除することができる。	一時的に管理区域を解除することができる。	
3 所長は、第1項第1号の第2種管理区域について作業実施にともない放射性 物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第1種管理区域と同等の汚染防止対策	3 所長は、第1項第1号の第2種管理区域について作業実施にともない放射性 物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第1種管理区域と同等の汚染防止対策	
物質の除去機能を持つ表直を設ける寺、第1種官理区域と同寺の行案的正対束を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得	物質の除去機能を持つ表直を設ける等、第1種官理区域と同等の存案的正対束を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得	
て、一時的に第1種管理区域にすることができる。	て、一時的に第1種管理区域にすることができる。	
t) that ye had me yet y a let te at	t, which is a man and the second	
(立入制限区域)	(立入制限区域)	
<u>第52条</u> (略)	第59条 (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変
		更する)。
(周辺監視区域)	(周辺監視区域)	
<u>第53条</u> (略)	第60条 (変更なし)	・変更の理由3
		記載の適正化を図る(条番号を変更する)。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前(平成30年10月31日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(管理区域の出入管理) 第54条 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 第58条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 (2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。 (3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。 (4) 所定の線量の測定器を着用させる。 (5) 第57条に定める一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、同条に定める放射線業務従事者を立ち会わせるとともに立入場所、時間等を記録する。	(管理区域の出入管理) 第61条 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 第65条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 (2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。 (3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。 (4) 所定の線量の測定器を着用させる。 (5) 第64条に定める一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、同条に定める放射線業務従事者を立ち会わせるとともに立入場所、時間等を記録する。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
(第1種管理区域出入者の管理) 第55条 環境保全技術開発部長は、第1種管理区域に出入りする者に、次の各 号に掲げる措置を講じる。 (1) 第1種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作 業靴を着用させる。 (2) 第1種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用し ている物の表面密度が <u>第12表</u> に定める基準値を超えていないことを確認す る。 (3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、 その指示に従う。 (4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長 に報告する。	(第1種管理区域出入者の管理) 第62条 環境保全技術開発部長は、第1種管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 第1種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。 (2) 第1種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。 (3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、その指示に従う。 (4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更する)。
(飲食及び喫煙の禁止) 第56条 (略) 第2節 被ばく管理	(飲食及び喫煙の禁止) 第63条 (変更なし) 第2節 被ばく管理	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
(管理上の人の区分) 第57条 管理区域に立ち入る者を放射線管理上次のように区分する。 (1) 放射線業務従事者:核燃料物質の加工,加工施設の保全,核燃料物質等の運搬,保管等の業務に従事する者であって,管理区域に立ち入る者をいう。 (2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって,管理区域に一時的に立ち入る者をいう。	(管理上の人の区分) 第64条 管理区域に立ち入る者を放射線管理上次のように区分する。 (1) 放射線業務従事者:加工施設の廃止措置,核燃料物質の <u>貯蔵</u> ,加工施設 の保全,核燃料物質等の運搬,保管等の業務に従事す る者であって,管理区域に立ち入る者をいう。 (2) 一時立入者 :放射線業務従事者以外の者であって,管理区域に一 時的に立ち入る者をいう。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更するとともに、表記の見直しを 図る)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、放 射線業務従事者が管理区域に立ち 入る目的に加工施設の廃止措置を 追加する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前(平成30年10月31日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(放射線業務従事者の指定及び解除等) 第58条 (略)	(放射線業務従事者の指定及び解除等) 第65条 (変更なし)	·変更の理由 3
		記載の適正化を図る(条番号を変更する)。
(線量限度)	(線量限度)	·変更の理由3
第59条 放射線業務従事者の線量限度は、第13表に定める値とする。	第66条 放射線業務従事者の線量限度は、 <u>第11表</u> に定める値とする。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更する)。
(線量の評価等)	(線量の評価等)	-te-35 - 199 -
第60条 放射線業務従事者に係る線量の原因調査値及び管理目標値は、 <u>第14</u> 表に定める値とする。	<u>表</u> に定める値とする。	・変更の理由3記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する)。
2 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、第15表に掲げる項目及び頻度に従って評価し、その結果を統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。	2 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、 <u>第13表</u> に掲げる項目及 び頻度に従って評価し、その結果を統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。	衣笛々を友丈りの)。
3 統括者は、放射線業務従事者に係る線量が原因調査値を超えるおそれのある場合には、そのつど当該放射線業務従事者の線量の評価を安全管理課長に依頼する。	3 統括者は、放射線業務従事者に係る線量が原因調査値を超えるおそれのある場合には、そのつど当該放射線業務従事者の線量の評価を安全管理課長に依頼する。	
4 前項の依頼を受けた安全管理課長は、当該放射線業務従事者の線量を評価 し、その結果を当該放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者に通	4 前項の依頼を受けた安全管理課長は、当該放射線業務従事者の線量を評価 し、その結果を当該放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者に通	
知する。 5 前項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、原因調査値を超えた。	知する。 5 前項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、原因調査値を超えた。	
場合は、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、必要に応じ適切な処置をとる。	場合は、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、必要に応じ適切な処置をとる。	
6 第4項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、管理目標値を超えた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告し、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、放射線作業の制限等、被ばく低減のための放射線管理上	6 第4項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、管理目標値を超えた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告し、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、放射線作業の制限等、被ばく低減のための放射線管理上	
必要な措置をとる。 7 安全管理課長は、線量の評価結果を所属長を経由して従業員の放射線業務従 事者に通知する。	必要な措置をとる。 7 安全管理課長は、線量の評価結果を所属長を経由して従業員の放射線業務従 事者に通知する。	
(放射線作業)	(放射線作業)	
<u>第61条</u> (略)	<u>第68条</u> (変更なし)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
(緊急作業上の被ばく管理) 第63条 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生する おそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。)を <u>第13表</u> に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 2 所長は、前項の緊急作業の実施を指示する。 3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、環境保全技術開発部長に緊急を要する場合はこの限りではない。 4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りではない。 5 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。 5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る条部では、及び特性する。 6 前項の測定板板を受けた安全管理課長は、第15表に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 7 前項の報告を受けた環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第13表に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。 8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。 (床、壁等の除染)第64条 (略)	(緊急作業上の被ばく管理) 第70条 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申出た者に限る。)を <u>第11表</u> に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、環境保全技術開発部長に緊急作業の実施を指示する。 3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業的画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の教助のために緊急を要する場合はこの限りではない。 4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。 5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考的外部とい、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長は、第13表に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 7 前項の制定を受けた安全管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第11表に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。 8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。 (床、壁等の除染)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する)。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表		
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
第3節 線量当量等の測定 (線量当量等の測定) 第65条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を <u>第</u> 17表に定めるところにより測定する。 2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境 保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 3 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当 する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。	第3節 線量当量等の測定 (線量当量等の測定) 第72条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を <u>第</u> 15表に定めるところにより測定する。 2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境 保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 3 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当 する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更する)。
4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。 (放射線測定器等の管理) 第66条 安全管理課長は、第18表に掲げる放射線測定器等を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。 2 安全管理課長は、第18表に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用モニタに係る点検・校正結果については、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 安全管理課長は、第18表に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。 4 安全管理課長は、第18表に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。	4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。 (放射線測定器等の管理) 第73条 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器等を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。 2 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用 <u>HF</u> モニタ (排気系2) に係る点検・校正結果については、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。 4 安全管理課長は、第16表に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更する。また、表記の 見直しを図る)。 【補正にて変更】
(防護具類の管理) <u>第67条</u> (略)	(防護具類の管理) <u>第74条</u> (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
第4節 物品移動の管理 (第1種管理区域外への移動) 第68条 各課室長は、各々の職務において第1種管理区域から物品を持ち出す 場合は、当該物品の表面密度が <u>第7表</u> の基準値を超えていないことについて安 全管理課長の確認を受ける。	第4節 物品移動の管理 (第1種管理区域外への移動) 第75条 各課室長は、各々の職務において第1種管理区域から物品を持ち出す 場合は、当該物品の表面密度が <u>第6表</u> の基準値を超えていないことについて安 全管理課長の確認を受ける。	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更する)。

	変更後(補正後)	変更理由
変更削(平成 30 年 10 月 31 日認可版) 第 8 章 保守管理	変更後(補止後) 第9章 保守管理	・変更理由 ・変更の理由 3
<u>第8章</u> 保守官理 第1節 巡視 <u>・点検</u>	<u>第9 早</u> 保守官理 第 1 節 巡視	記載の適正化を図る(章番号を変更する)。
(巡視・点検)	(巡視)	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い, 節 題目を変更する。
第69条 管理者及び安全管理課長は、第19表に示す設備等のうち、所掌する 設備等について定期的に巡視 <u>・点検</u> を行う。	第76条 施設管理課長及び安全管理課長は、第17表に示す設備等のうち、所掌する設備等について定期的に巡視を行う。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,解体する設備・機器を削るため,解体する設備・機器を所掌していた職位を削る。
第2節 施設定期自主検査	第2節 施設定期自主検査	
(実施計画) 第70条 施設管理課長及び安全管理課長は、第20表に定める設備について、 年度ごとに施設定期自主検査の実施計画を定め、当該課長を統括する統括者の 同意及び所長の承認を得る。 2 所長は、前項の実施計画を承認するに当たっては、核燃料取扱主任者の審査 を受ける。	(実施計画) 第77条 施設管理課長及び安全管理課長は,第18表に定める設備等について,年度ごとに施設定期自主検査の実施計画を定め,当該課長を統括する統括者の同意及び所長の承認を得る。 2 所長は,前項の実施計画を承認するに当たっては,核燃料取扱主任者の審査を受ける。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更するとともに、表記 の見直しを図る)。 【補正にて変更】
(施設定期自主検査の実施) <u>第71条</u> (略)	(施設定期自主検査の実施) <u>第78条</u> (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
(検査結果の報告)第72条(略)	(検査結果の報告) 第79条 (変更なし)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
第3節 保修及び改造	第3節 保修及び改造	
(保修及び改造作業の実施) 第73条 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において保修及び改造作業を 実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。 2 前項の保修及び改造作業を行う課長は、前項の保修及び改造作業のうち保安 上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃 料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。 3 第1項の保修及び改造作業を行う課長は、第1項において保修及び改造作業 内容が、加工事業許可事項、設計及び工事の方法の認可事項の変更に関わる場 合には、加工事業変更許可申請等の手続を行う。	(保修及び改造作業の実施) 第80条 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において保修及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。 2 前項の保修及び改造作業を行う課長は、前項の保修及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。 3 第1項の保修及び改造作業を行う課長は、第1項において保修及び改造作業内容が、加工事業許可事項、設計及び工事の方法の認可事項の変更に関わる場合には、加工事業変更許可申請等の手続を行う。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更する)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,保 修及び改造作業を行うことがある 職位へ変更する。

	第一人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表	
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
第9章 初期消火活動のための体制の整備		
(初期消火活動)		
第75条 所長は,第18条第1項に基づき定めた要領書及び規則に従い,初期	(削る)	·変更の理由 1
消火活動のための体制を整備する。	(円1の)	廃止措置段階への移行に伴い、適
2 総務課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。		用を受けない初期消火活動の体制
(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただ		の整備に関する事項を削る。
し、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。		【補正にて変更】
(2) 初期消火活動を行うために必要な要員を常時7名以上配置する。また、		
火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。		
(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上(点検,故障時の予備ポンプを含		
む。)、泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材		
を配備する。		
3 施設管理課長は、第69条で定める巡視・点検により、火災の早期発見に努		
める。		
4 初期消火活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やか		
に初期消火活動を行う。		
5 総務課長は、第2項に定める初期消火活動の体制の整備に関する措置につい		
て、訓練及び初期消火活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告す		
<u>る。</u>		
6 施設管理課長は,第3項の巡視・点検の結果について定期的に評価を行い,		
<u>所長へ報告する。</u>		
7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂、		
その他必要な見直しを行う。		

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	要更後(補正後)	変更理由
	第10章 重大事故等又は大規模損壊発生時における 加工施設の保全のための活動を行う体制の整備 (重大事故等又は大規模損壊時における加工施設の保全のための活動) 第82条 所長は、施設の設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に至るおそれがある事故(以下「重大事故等」という。)又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制を整備する。 2 所長は、前項の整備に当たって第21条第1項に規定する要領書及び規則に次の各号に掲げる事項を定める。 (1) 重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)の配置に関すること。。 (2) 重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他資機材の配備に関すること。 (3) 重大事故等発生時における複燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。。 (4) 重大事故等発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。。 (5) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。。 (6) 前各号に掲げるもののほか、重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備に関すること。 3 所長は、対策要員に対する教育及び訓練を毎年1回以上実施する。 4 安全管理課長は、前項の対す及び訓練を毎年1回以上実施する。 4 安全管理課長は、前項の評価の結果に基づき、必要に応じて要領書及び規則の改訂、その他必要な見直しを行う。	・変更の理由 2 核燃料物質の加工の事業に関する 規則第 7 条の 4 の 4 及び第 7 条の 4 の 5 に基づき、重大事故等又は 大規模損壊発生時における加工施 設の保全のための活動を行う体制 の整備に関する事項を追加する。

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
第10章 非常の場合に採るべき措置 第1節 事前対策	<u>第11章</u> 非常の場合に採るべき措置 第1節 事前対策	・変更の理由3 記載の適正化を図る(章番号を変 更する)。
(非常事態の組織)	(非常事態の組織)	文 9 つ / 。
<u>第76条</u> (略)	<u>第83条</u> (変更なし)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
(非常事態の事前措置)	 (非常事態の事前措置)	乗りる)。
第77条 所長は、非常事態に備えて、次の各号に掲げる措置をあらかじめ講じる。	第84条 所長は、非常事態に備えて、次の各号に掲げる措置をあらかじめ講じる。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変
(1) 事故対策組織の対策要員を定める。(2) 非常事態が生じた場合の機構内部及び外部関係機関との通報連絡系統を 定める。	(1) 事故対策組織の対策要員を定める。(2) 非常事態が生じた場合の機構内部及び外部関係機関との通報連絡系統を 定める。	更する)。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,適 用を受けない初期消火活動の体制
	(3) 火災が発生した場合における消防機関への通報や消火又は延焼の防止に 必要な活動が確実にできる要員の配置、訓練等を含めた体制を定める。	の整備に関する事項(変更前:第 75条)を削るが、火災発生時の 対応の重要性を鑑み、火災が発生
2 所長は、緊急作業に従事させる要員について、次の各号に掲げる全ての要件に該当する放射線業務従事者から選定する。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教	2 所長は、緊急作業に従事させる要員について、次の各号に掲げる全ての要件に該当する放射線業務従事者から選定する。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教	対応の重要性を鑑み、火火が発生 した場合の措置が確実にできる体制を整備することを事前措置に追
育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出 た者であること。	育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出 た者であること。	加にする。 【補正にて変更】
(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく 線量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。)第7条第2項第1	(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく 線量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。)第7条第2項第1	
号,第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる 要員は,原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員,原子力防災管 理者又は副原子力防災管理者であること。	号,第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる 要員は,原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員,原子力防災管 理者又は副原子力防災管理者であること。	
3 各課長は、各々の職務において事故対策活動に用いる通信連絡用器材、防護 具、放射線測定器等を準備し、常に使用可能な状態に整備する。	3 各課長は、各々の職務において事故対策活動等に用いる <u>資機材(</u> 通信連絡用器材、防護具、放射線測定器 <u>、消火活動に必要な資機材等)</u> を準備し、常に使用可能な状態に整備する。	
第2節 初期活動	第2節 初期活動	
(非常事態の通報)	(非常事態の通報)	
<u>第78条</u> (略)	第85条 (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
(応急措置) <u>第79条</u> (略)	(応急措置) <u>第86条</u> (変更なし)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。

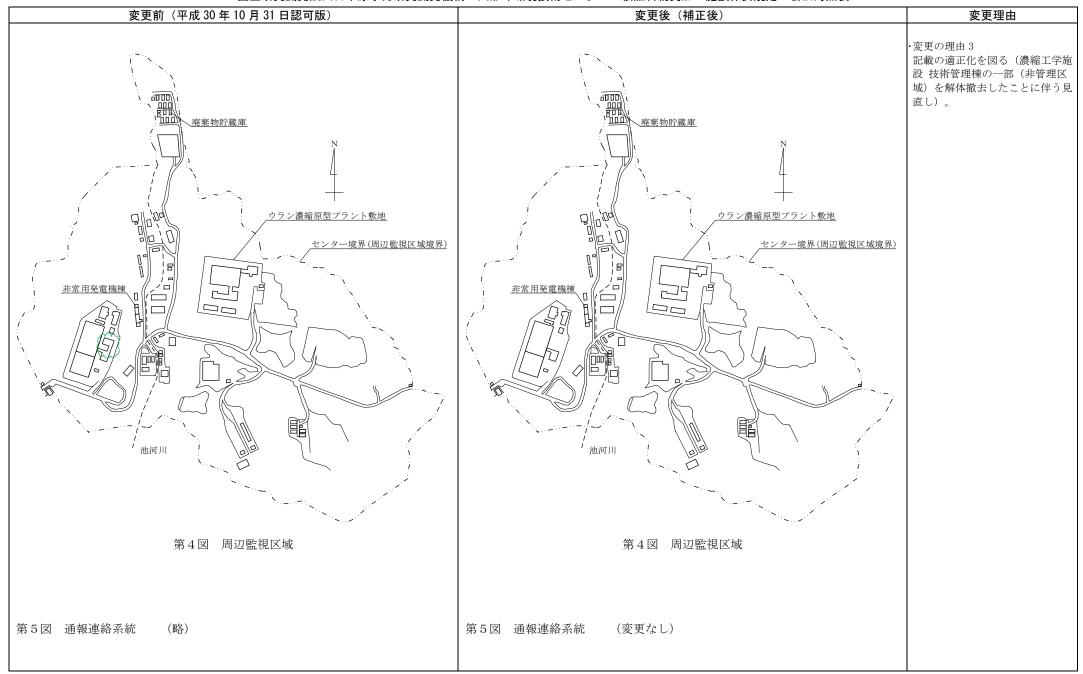
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	病 人形峠環境技術センター 核燃料物負加工施設保女規定 新旧対照表 変更後(補正後)	変更理由
第3節 非常事態における活動	第3節 非常事態における活動	
(非常事態の発令) <u>第80条</u> 所長は、連絡責任者から <u>第78条</u> 第4項に基づく通報を受けた場合 は、直ちに非常事態を発令する。 2 前項の非常事態が発令された場合は、連絡責任者は対策要員を招集する。 3 所長は、事故対策組織を設置する。	(非常事態の発令) 第87条 所長は、連絡責任者から <u>第85条</u> 第4項に基づく通報を受けた場合は、直ちに非常事態を発令する。 2 前項の非常事態が発令された場合は、連絡責任者は対策要員を招集する。 3 所長は、事故対策組織を設置する。	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
(非常事態における活動) 第81条 (略) (非常事態の解除)	(非常事態における活動) 第88条 (変更なし) (非常事態の解除)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
<u>第82条</u> (略)	第89条 (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)第83条 (略)	第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第90条 (変更なし)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表						
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由				
第11章 保安教育訓練	第12章 保安教育訓練	・変更の理由3 記載の適正化を図る(章番号を変 更する)。				
(保安教育訓練)	(保安教育訓練)					
 (保安教育訓練) 第84条 理事長は、加工施設に係る役員の保安教育計画を定め、実施する。 2 所長は、センターの従業員等が自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にするため、次の各号に掲げる事項を行う。 (1) 毎年度、加工施設に係る放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対して、第21-1表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。 (2) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、教育・訓練の要領書を定める。 3 各課室長は、各々の職務において前項第1号に基づき、保安教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。また、前項第2号に基づき、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等の力量を当該業務に就かせる前までに評価する。 4 所長は、センターの従業員等に対して、非常事態の対処に関する総合的な訓練を年1回以上実施する。 5 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、第21-2表に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育訓練を実施する。 6 各課室長と統括する統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長へ報告する。 7 所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。 	 (保安教育訓練) 第91条 理事長は、加工施設に係る役員の保安教育計画を定め、実施する。 2 所長は、センターの従業員等が自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にするため、次の各号に掲げる事項を行う。 (1) 毎年度、加工施設に係る放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対して、第19表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。 (2) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、教育・訓練の要領書を定める。 3 各課室長は、各々の職務において前項第1号に基づき、保安教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。また、前項第2号に基づき、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等の力量を当該業務に就かせる前までに評価する。 4 所長は、センターの従業員等に対して、非常事態の対処に関する総合的な訓練を年1回以上実施する。 5 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、第20表に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育訓練を実施する。 6 各課室長は、各々の職務において保安教育訓練の結果を取りまとめ、当該課室長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長へ報告する。 7 所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。 	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する)。				

	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表				
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由			
第12章 加工施設の定期的な評価					
	(削る)				
第85条 所長は、加工施設の定期的な評価を実施するための要領書を定める。	(117.07)	・変更の理由 1			
2 統括者は、各々の職務において前項の要領書に基づき10年を超えない期間		廃止措置段階への移行に伴い、適			
ごとに次の各号に掲げる事項について実施計画を作成し、核燃料取扱主任者の		用を受けない加工施設の定期的な			
審査を受け、所長の承認を得る。		評価に関する事項を削る。			
(1) 加工施設における次に定める保安活動の実施状況の評価					
① 品質保証活動					
② 運転管理					
③ 保守管理					
④ 核燃料物質管理					
⑤ 放射線管理及び環境モニタリング ⑥ 放射性廃棄物管理					
(<u>⑥ 放射性廃棄物管理</u> ⑦ 事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置					
8 事故・故障等の経験反映状況					
(2) 加工施設に対して実施した次に定める保安活動への最新の技術的知見の					
反映状況の評価					
① 安全研究成果の反映状況					
② 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況					
③ 技術開発成果の反映状況					
3 統括者は、各々の職務において前項の実施計画に基づき評価を行い、その結					
果について、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。					
4 統括者は、各々の職務において第1項の要領書に基づき加工施設の操業開始					
後20年を経過する日までに、また、以降、実施完了日から10年を超えない 期間ごとに、経年変化に関する技術的な評価について実施計画を作成し、核燃					
期間ことに、経年変化に関する技術的な計画について実施計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。					
1					
に、その評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年					
間の計画を作成し、それらの結果について、核燃料取扱主任者の審査を受け、					
<u> 所長の承認を得る。</u>					
6 統括者は、各々の職務において第3項及び第5項の評価により得られた知見					
を予防処置として保安活動へ反映する。					

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表						
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由				
第13章 記録及び報告	第13章 記録及び報告					
(記録等) 第86条 第22表に定める保存責任者は、保安に係る記録を適正に*作成し、記録を作成した課室長を統括する統括者に報告するとともに所定の期間保存する。 2 核燃料取扱主任者は前項の記録について確認する。 *:「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。	(記録等) 第92条 第21表に定める保存責任者は、保安に係る記録を適正に*作成し、記録を作成した課室長を統括する統括者に報告するとともに所定の期間保存する。 2 核燃料取扱主任者は前項の記録について確認する。 *:「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号及び 表番号を変更する)。				
(報告) 第87条 統括者は、各々の職務において加工規則第9条の16に定める事象が発生した場合、加工規則第9条の16に定める事象に発展するおそれがある場合は、直ちに核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 2 所長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに理事長に報告する。 (1) 非常事態の発令を行った場合 (2) 加工規則第9条の16に定める事象に発展するおそれがある場合 (3) 加工規則第9条の16に定める事象が発生した場合 3 所長は、前項第3号の報告後、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項	(報告) 第93条 統括者は、各々の職務において加工規則第9条の16に定める事象 <u>下発</u> 上之発展するおそれがある場合及び加工規則第9条の16に定める事象 <u>が発生した</u> 場合は、直ちに核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 2 所長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに理事長に報告する。 (1) 非常事態の発令を行った場合 (2) 加工規則第9条の16に定める事象に発展するおそれがある場合 (3) 加工規則第9条の16に定める事象が発生した場合 3 所長は、前項第3号の報告後、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他必要な事項	・変更の理由3 記載の適正化を図る(条番号を変 更するとともに、表記の見直しを 図る)。				

変更前(平成 30 年 10 月 31 日認可版)	新発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保女規定 新旧対照表 変更後 (補正後)	変更理由
22.113 (1770 - 1770 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 1710 - 17		2211
第1図 保安組織 (略)	第1図 保安組織 (変更なし)	
第2図 品質マネジメントシステム文書体系 (略)	第2図 品質マネジメントシステム文書体系 (変更なし)	
第3図(1) 主棟、付属棟、ウラン貯蔵庫管理区域 (略)	第3図(1) 主棟、付属棟、ウラン貯蔵庫管理区域 (変更なし)	
第3図(2) 廃棄物貯蔵庫管理区域 (略)	第3図(2) 廃棄物貯蔵庫管理区域 (変更なし)	



	ガルが	/\//\/	F 環境技術センター 核燃料物質		(休女就是 初山为無我	*===
変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)			変更後(変更理由
第1表 文書 (第2次文書) と関連条項 (第14条関係)			第1表 文書(第2次文書)	と関連条	€項(<u>第17条</u> 関係)	・変更の理由 3
(1) JEAC4111-2009 が要求する次表の第2次文書	(1	1) JEA	C4111-2009 が要求する次表の第2次	文書		記載の適正化を図る(条番号を変 更する)。
品質保証 計画関連 文書名 所管部署 保安規定との関連条項 条項	計	出質保証 計画関連 条項	文書名	所管部署	保安規定との関連条項	更する)。
4.2.3 文書及び記録管理要領 本部 4.2.4 文書・記録管理要領書 センター 第14条第3項			文書及び記録管理要領 文書・記録管理要領書	本部センター	<u>第17条</u> 第3項	
8.2.2 原子力安全監査実施要領 本部 第22条			原子力安全監査実施要領	本部	第 25 条]
8.3 不適合管理並びに是正及び予防処置要領 本部 8.5.2 第 23 条~第 25 条		8.5.2	不適合管理並びに是正及び予防処置要領		第 26 条~第 28 条	
(8.5.3) 不適合並びに是正及び予防処置要領書 センター (オンター) オンシネ (オンター)	8	8. 5. 3	不適合並びに是正及び予防処置要領書	センター		」 │

	亦再並 / 東岸 20 年		· 開光法人口本原于力研光開光機	117 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	「中環境技術センター 核燃料物質			杰 西现
	変更前(平成 30 年	- 10 月 31	日認可放)		変更後	(補正後)		変更理由
の第	プロセスの効果的な計画,運用及び管理 2 次文書	里を確実に	実施するために必要と決定した次表	の第	プロセスの効果的な計画,運用及び管理 2次文書	里を確実に	実施するために必要と決定した次表	記載の適正化を図る(条番号を変
品質保証 計画関連 条項		所管部署	保安規定との関連条項	品質保証 計画関連 条項	文書名	所管部署	保安規定との関連条項	更する)。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,廃
4. 1	施設・設備のグレード分け管理要領書	センター	<u>第14条</u> 第4項	4.1	施設・設備のグレード分け管理要領書	センター	<u>第17条</u> 第4項	止措置の管理に係る要領書を新規
5. 4. 1	目的・目標管理要領書	センター	<u>第16条</u> , <u>第18条</u> 第3項1号	5. 4. 1	目的・目標管理要領書	センター	<u>第19条</u> , <u>第21条</u> 第3項1号	に制定する。また、核燃料取扱施
5. 5. 1	業務類型書管理規則	センター	第5条第3項	5. 5. 1	業務類型書管理規則	センター	第7条第3項	設運転管理要領書に定めていた加
5. 5. 3 7. 2. 3	情報入手及び伝達要領書	センター	<u>第 19 条</u> , <u>第 23 条</u>	5. 5. 3 7. 2. 3	情報入手及び伝達要領書	センター	<u>第 22 条</u> , <u>第 26 条</u>	工施設の操作に関する事項を新規 に制定した文書に追加し,第2次
5. 6	マネジメントレビュー実施要領	本部	第 17 条	5. 6	マネジメントレビュー実施要領	本部	第 20 条	文書の見直しを図る。
6. 2. 2	2.11	センター	第 14 条 第 4 項 3 号, 第 26 条, 第 84 条	6. 2. 2	0.11	センター	第17条第4項3号, 第33条, 第91条	・変更の理由2
	核燃料取扱施設運転管理要領書	センター	第 29 条~第 35 条		核燃料取扱施設運転管理要領書	センター	第 36 条~第 41 条	夜火の塩田 2
6, 3	放射線測定器管理要領書	センター	<u>第 66 条</u>	6.3	放射線測定器管理要領書	センター	第 73 条	
0. 5	防護具の管理・取扱い要領書	センター	<u>第 67 条</u>	0.0	防護具の管理・取扱い要領書	センター	第 74 条	規則第7条の4の4及び第7条の
	核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	<u>第 69 条</u> ~ <u>第 72 条</u>		核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	<u>第 76 条</u> ~ <u>第 79 条</u>	4の5に基づき、重大事故等及び
6, 4	核燃料施設区域管理要領書	センター	第 65 条	6.4	核燃料施設区域管理要領書	センター	第72条	大規模損壊発生時における加工施
0. 4	放射線測定管理要領書	センター	<u> </u>	0. 4	放射線測定管理要領書	センター	<u> </u>	設の保全のための活動を行う体制
					核燃料取扱施設廃止措置管理要領書	センター	第 29 条~第 32 条, 第 34 条~第 43 条	の整備に必要な事項を反映する第
	核燃料取扱施設運転管理要領書	センター	第 27 条~第 36 条		<u>(削る)</u>	1		2 次文書と保安規定の関連条文を
	放射性物質等管理要領書	センター	第 37 条~第 43 条,第 36 条		放射性物質等管理要領書	センター	第 44 条~第 49 条,第 43 条	明確にする。
	放射性廃棄物管理要領書	センター	第 44 条~第 48 条,第 36 条		放射性廃棄物管理要領書	センター	第 50 条~第 54 条, 第 43 条	・変更の理由 1
	放射性廃棄物でない廃棄物の管理要領書	センター	<u>第 48 条の 2</u>		放射性廃棄物でない廃棄物の管理要領書	センター	第 55 条	廃止措置段階への移行に伴い,適
	核燃料施設区域管理要領書	センター	第 49 条~第 56 条,第 68 条		核燃料施設区域管理要領書	センター	第 56 条~第 63 条,第 75 条	用を受けない加工施設の定期的な
7. 1	個人被ばく管理要領書	センター	第 57 条~第 60 条,第 63 条	7. 1	個人被ばく管理要領書	センター	第 64 条~第 67 条,第 70 条	評価に関する事項を削る。
7. 5	放射線作業管理要領書	センター	<u>第 61 条~第 62 条,第 36 条</u>	7. 5	放射線作業管理要領書	センター	第 68 条~第 69 条,第 43 条	
	放射線測定管理要領書	センター	<u>第 64 条</u> , <u>第 65 条</u>		放射線測定管理要領書	センター	<u>第71条, 第72条</u>	
	放射線測定器管理要領書	センター	<u>第 66 条</u> , <u>第 36 条</u>		放射線測定器管理要領書	センター	第 73 条,第 43 条	
	防護具の管理・取扱い要領書	センター	<u>第 67 条</u>		防護具の管理・取扱い要領書	センター	第 74 条	
	核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	<u>第 69 条</u> ~ <u>第 74 条</u> , <u>第 36 条</u>		核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	<u>第 76 条~第 81 条,第 43 条</u>	
	事故対策規則	センター	第 75 条~第 82 条		事故対策規則	センター	第 82 条~第 89 条	
	防火管理規則	センター	<u> </u>		防火管理規則	センター	<u>W 07 W , W 00 W</u>	
7. 2. 1	法令等登録・参照要領書	センター	第18条第3項1号	7. 2. 1	法令等登録・参照要領書	センター	第21条第3項1号	
7.3	設計管理要領書	センター	<u>第 20 条</u>	7. 3	設計管理要領書	センター	<u>第 23 条</u>	
7. 4	調達先の評価・選定管理要領	本部	第 21 条	7. 4	調達先の評価・選定管理要領	本部	- 第 24 条	
1. 1	調達管理要領書	センター	NI ET V	1. 1	調達管理要領書	センター	NI CI V	
7. 6	監視機器及び測定機器管理要領書	センター	第 18 条第 3 項	7. 6	監視機器及び測定機器管理要領書	センター	第 21 条第 3 項	
	放射線測定器管理要領書	センター			放射線測定器管理要領書	センター	<u> </u>	
8. 5. 3	定期的な評価実施要領書	センター	第 85 条	_(削る)	<u> </u>			

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)		変更後(補正後)		変更理由
第2表 保安上特に管理を必要とする設備 (<u>第30条</u> 関係)		第2表 保安上特に管理を必要とする設備(第37条及び	<u>第38条</u> 関係)	・変更の理由3
設備名称	担当課長	設備名称	担当課長	記載の適正化を図る(条番号を変 更するとともに,表中の番号を繰
1. 給排気設備		1. 給排気設備		り上げる。また、表記の見直しを
2. 管理廃水処理設備		2. 管理廃水処理設備	施設管理課長	図る)。 【補正にて変更】
3. 非常用通報連絡設備	施設管理課長	3. 非常用通報連絡設備		・変更の理由 1
4. 無停電電源設備		4. 無停電電源設備		廃止措置段階への移行に伴い,解 体する設備・機器を削る。
5. 均質設備		_(削る)_		
6. 滞留ウラン除去設備	設備処理課長	_(削る)_		
7. 局所排気設備	- 施設管理課長	_(削る)_		
<u>8</u> . 非常用発電機	一胞故官理謀技	<u>5</u> . 非常用発電機	施設管理課長	
9. 放射線管理設備(排気用モニタ,エリア用モニタ)	安全管理課長	6. 放射線管理設備(排気用モニタ,エリア用 <u>HF</u> モニタ(排気系2))	安全管理課長	

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
第3表 臨界管理に係る核的制限値(<u>第31条</u> 関係) 単一ユニット	第3表 臨界管理に係る核的制限値(<u>第39条</u> 関係) 単一ユニット	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(条番号を変
適用する設備・機器 注 1) 担当課長 核燃料物質の 均質・不均 状態 質の区分 核的制限値	適用する設備・機器 注 1) 担当課長 核燃料物質の 状態 質の区分 核的制限値	更するとともに、表記の見直しを 図る)。
DOP-1 カスケード設備 設備処理課長 気体の UF _s 均質 1. 濃縮度 5%以下	_(削る)	・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解
製品コールドトラップ 設備処理課長 気体及び固体 均質 1. 濃縮度 均質設備コールドトラップ 施設管理課長 の UF.6 5%以下	_(削る) (削る)	体する設備・機器等を削る。
回収用コールドトラップ(1) 設備処理課長 回収用コールドトラップ(2) H/U-235 10 以下		
IF ₇ コールドトラップ 製品シリンダ 施設管理課長 気体,液体及 均質 1.濃縮度 び固体の UF 6 5%以下	(削る) 製品シリンダ 施設管理課長 気体,液体及 均質 1. 濃縮度 び固体の UF 6 5%以下	
滞留ウラン回収容器 設備処理課長 気体及び固体 均質 2. 減速条件 H/U-235 1.7 以下 注 2) 施設管理課長 注 5)	滞留ウラン回収容器 施設管理課長 気体及び固体 均質 2. 減速条件 H/U-235 1.7 以下 注 2)	
(1. 5) ハンドリング用シリンダ 施設管理課長 NaF 処理槽 施設管理課長 気体及び固体 均質 1. 濃縮度	ハンドリング用シリンダ 施設管理課長 (削る) 施設管理課長 気体及び固体 均質 1. 濃縮度	
使用済 NaF 収納ドラム缶 5%以下 カスケード排気系ケミカルト 設備処理課長 2. 形状寸法 (臨界安全直径) 均質設備ケミカルトラップ 施設管理課長 58.8cm 以下	使用済 NaF 収納ドラム缶 の UF 6 (削る) 2. 形状寸法 (臨界安全直径) 5%以下 2. 形状寸法 (臨界安全直径) 58. 8cm 以下	
(NaF) 滞留用排気系ケミカルトラッ		
回収ウラン原料シリンダ 施設管理課長 気体及び固体 の UF ₆ 均質 1. 濃縮度 1. 3%以下 2. 減速条件 H/U-235 6. 7 以下 注 3)	<u>(削る)</u>	
備考: 臨界管理は, 核的制限値の 1. と 2. とを同時に満足することによる。 ただし, DOP-1 カスケー <u>ド設備の臨界管理は濃縮度のみを管理する。</u>	備考: 臨界管理は、核的制限値の1.と2.とを同時に満足することによる。	
複数ユニット	複数ユニット	
各単一ユニット間の端面距離 30cm 以上 注1) 濃縮度 0.95%未満のウランのみを取扱う設備・機器には臨界管理を適用しない。	各単一ユニット間の端面距離 30cm以上 注1) 濃縮度 0.95%未満のウランのみを取扱う設備・機器には臨界管理を適用しない。	
注 2) ANSI 規格 30B シリンダに濃縮度 1%以上の UF ₆ を充てん <u>する場合</u> は、UF ₆ 純度 99.5% 以上に等価な減速度管理(H/U 0.088 以下)を必要とする。濃縮度 5%の場合、不純物を HF とみなすと H/U-235 1.7 以下に相当する。 注 3) ANSI 規格 48Y シリンダに濃縮度 1%以上の UF ₆ を充てんする場合は、UF ₆ 純度 99.5% 以上に等価な減速度管理(H/U 0.088 以下)を必要とする。濃縮度 1.3%の場合、不純物	注 2) ANSI 規格 30B シリンダに濃縮度 1%以上の UF ₆ を充てん <u>したものについて</u> は, UF ₆ 純度 99.5%以上に等価な減速度管理(H/U 0.088以下)を必要とする。濃縮度 5%の場合, 不純物を HF とみなすと H/U-235 1.7以下に相当する。	
 を旧とみなすと H/U-235 6.7以下に相当する。 注4) ウランを充てんした滞留ウラン回収容器を貯蔵するため、施設管理課長へ引き渡すまでの間に適用する。 注5) ウランを充てんした滞留ウラン回収容器を貯蔵するため、設備処理課長から引渡し 		
を受けた後に適用する。		

変更前(平成 30 年 10 月 31 日認可版)	機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表 変更後 (補正後)	変更理由
第4表 UF ₆ の最大充てん量(<u>第33条,第41条の2及び第42条</u> 関係)	第4表 UF ₆ の最大充てん量(<u>第49条</u> 関係)	・変更の理由3
(略)	(変更なし)	記載の適正化を図る(条番号を削るとともに条番号を変更する)。
第5表 加熱時温度管理(第34条関係)		・変更の理由 1
UF ₆ シリンダ等 最高加熱温度	(削る)	廃止措置段階への移行に伴い,加 工設備本体の運転を行わないた
製品シリンダ 注 1) <u>原料シリンダ</u> <u>廃品シリンダ 注 1)</u> ハンドリング用シリンダ		め, 熱的制限に関する事項を削る。
均質設備コールドトラップ 回収用コールドトラップ (1) 回収用コールドトラップ (2)		
配管等 注 2)		
<u>注1)液化時は85℃以下とする。</u> 注2)UF ₆ 圧力が13.3kPa (100torr) を超えている配管等		
第6表 吊上げ高さ制限値(第35条関係)	<u>第5表</u> 吊上げ高さ制限値(<u>第41条</u> 関係)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(表番号及び
(略)	(変更なし)	条番号を変更する)。
<u>第7表</u> 核燃料物質等の搬入,搬出に関する基準値 (<u>第37条,第38条,第39条,第43条</u> ,第48条及び <u>第68条</u> 関係)	<u>第6表</u> 核燃料物質等の搬入,搬出に関する基準値 (<u>第44条,第45条,第46条</u> ,第 <u>54条</u> 及び <u>第75条</u> 関係)	·変更の理由3 記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更する)。
(略)	(変更なし)	

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)							変更理由				
	<u>第8表</u> 核燃	料物質の最	<u>大</u> 貯蔵量(<u>第41条の2</u> 関係)			第7表	核燃料物質(の貯蔵量(<u>第49条</u> 関係	€)		・変更の理由3
貯蔵場所	<u>最大</u> 貯蔵量	核燃料物 質の状態	核燃料物質の種類	備考	貯蔵場所	貯蔵量	核燃料物 質の状態	核燃料物質の種類		備考	記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更するとともに,表記
付属棟 第1貯蔵庫	<u>102</u> ton-U	気体及び 固体の UF ₆	回収ウラン系濃縮ウラン注 1)天然ウラン系濃縮ウラン注 2)天然ウラン天然ウラン天然ウラン系劣化ウラン注 3)回収ウラン系劣化ウラン注 4)	66 本 ・ANSI 規格 30B ・ハンドリン グ用シリン ダ ・滞留ウラン 回収容器	付属棟 第 1 貯蔵庫	<u>6</u> ton-U	気体及び 固体の UF 6	回収ウラン系濃縮ウラン	注 1)	6本 (空シリンダを除く。) ・ANSI 規格 30B ・ハンドリン グ用シリンダ	の見直しを図る)。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,既 に加工設備本体から通常の方法に よる操作において核燃料物質の取 り出しを終了し,今後,核燃料物 質の貯蔵量が増える予定もないた め,核燃料物質の貯蔵量を実在庫 量に変更する。
	<u>490</u> ton-U	同上	回収ウラン 天然ウラン 回収ウラン系劣化ウラン 注 4) 天然ウラン系劣化ウラン	58 本 ·ANSI 規格 48Y		<u>136</u> ton-U	同上	天然ウラン 回収ウラン系劣化ウラン 天然ウラン系劣化ウラン	注 <u>2</u>)	24 本 (空シ リンダを除 く。) ・ANSI 規格 48Y	
第2貯蔵庫	<u>1, 234</u> ton-U	同上	天然ウラン系劣化ウラン	146本 ·ANSI 規格 48Y	第2貯蔵庫	<u>1, 123</u> ton-U	同上	天然ウラン系劣化ウラン		144_本 • ANSI 規格 48Y	
第3貯蔵庫		同上	天然ウラン注 5)回収ウラン系劣化ウラン注 5)天然ウラン系劣化ウラン	146 本 • ANSI 規格 48Y	第3貯蔵庫	<u>1, 058</u> ton-U	同上	回収ウラン系劣化ウラン 天然ウラン系劣化ウラン	_	138 本 •ANSI 規格 48Y	
いう。) 注2) 天然 いう。) 注3) 天然 注3) 天然 いう。) 注4) 回収 いう。) 注5) 天然) <u>:ウランの濃縮に</u> <u>)</u> :ウランの濃縮に <u>)</u> :ウランの濃縮に)	より発生した より発生した より発生した	濃縮ウラン(以下「回収ウラン系液 濃縮ウラン(以下「天然ウラン系を 劣化ウラン(以下「天然ウラン系を 劣化ウラン(以下「回収ウラン系を ウランの最大貯蔵能力は、304ton	農縮ウラン」と 分化ウラン」と 分化ウラン」と	いう。)	ウランの濃縮に		濃縮ウラン(以下「回収ウ音 劣化ウラン(以下「回収ウ音			

	変更前 (平成 30	年 10 月 31 日認可版)	送機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表 変更後(補正後)	変更理由
第9表	2323	入れ仕様(第41条の2関係)	交叉区(Im工区)	・変更の理由 1
ウラン同位体	²³⁵ U	0.9 %以上 1.3 %以下	<u>(削る)</u>	廃止措置段階への移行に伴い、回
	^{2 3 2} U	1.2 ppb 以下		収ウランの受入れ作業がないた め,受け入れる仕様を削る。
	2 3 4 U	0.027 %以下		
	2 3 6 U	0.4 %以下		
核分裂生成物	^{9 5} Nb	1. 3×10 ¹ Bq/g 以下		
	^{1 0 6} Ru	1.0×10 ² Bq/g 以下		
超ウラン元素	<u>Np(α)</u>	9.6×10 ⁻² Bq/g 以下		
	<u>Pu(α)</u>	1.0×10 ⁻¹ Bq/g 以下		
	<u>Am(α)</u>	3.2×10 ⁻¹ Bq/g 以下		
(略) 第 12表 (略)	_ 身体の汚染検査(系る放出管理目標値等(<u>第46条</u> 関係) に関する基準値(<u>第55条</u> 関係)	第9表 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等(第52条関係) (変更なし) 第10表 身体の汚染検査に関する基準値(第62条関係) (変更なし) 第11表 放射線業務従事者の線量限度(第66条及び第70条関係)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更する)。 ・変更の理由3 記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更する)。 ・変更の理由3
(略)			(変更なし)	記載の適正化を図る (表番号及び 条番号を変更する)。
第14表 (略)	線量の原因調査値	i及び管理目標値(<u>第60条</u> 関係)	第12表 線量の原因調査値及び管理目標値(<u>第67条</u> 関係) (変更なし)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更する)。

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	機構 人形峠環境技術センター 核燃料物負加工施設保女規定 新旧対照表 変更後(補正後)	変更理由
<u>第15表</u> 線量評価項目及び頻度(<u>第60条</u> 関係)	<u>第13表</u> 線量評価項目及び頻度(<u>第67条及び第70条</u> 関係)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(表番号及び
((変更なし)	条番号を変更するとともに,表記の見直しを図る)。
第16表 特殊放射線作業に係る管理基準値(第62条関係)	第14表 特殊放射線作業に係る管理基準値 (第69条関係)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る(表番号及び
(略)	(変更なし)	条番号を変更する)。
<u>第17表</u> 線量当量等の測定(<u>第65条</u> 関係)	<u>第15表</u> 線量当量等の測定(<u>第72条</u> 関係)	・変更の理由 3 記載の適正化を図る (表番号及び
(昭各)	(変更なし)	条番号を変更する)。

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)								変更後(補正後)			変更理由
	<u>第 1</u>	<u>8表</u> 放射線測定器等(<u>第6</u>	<u>6 条</u> 関係)			<u>第 1</u>	・変更の理由3				
種	類	機器名	数量	点検・校正頻度	租	類		機器名	数量	点検・校正頻度	記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更するとともに,表中
		(1) 排気用αダストモニタ	3式				(1)	排気用 α ダストモニタ	3式		の番号を繰り上げる。また、表記
	排気監視	(2) 排気用β(γ)ダストモニタ	2式			排気監視	(2)	排気用 $β(γ)$ ダストモニタ	2式		の見直しを図る)。 【補正にて変更】
		(3) 排気用 IF モニタ	2式				(3)	排気用 HF モニタ	2式		・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解
	排水監視	(1) 放射能測定装置	1台以上			排水監視		放射能測定装置	1台以上		体する設備・機器を削る。
		(1) エリア用 IFF モニタ	4台					エリア用 HF モニタ <u>(排気</u> 〔2 <u>〕</u>	<u>1台</u>		【補正にて変更】 ・変更の理由 1
		(2) 手・足・衣服モニタ	2 台				(2)	手・足・衣服モニタ	2台		廃止措置段階への移行に伴い,性 能を維持すべき施設として敷地境
		(3) シンチレーション型サーベ イメータ	10 台以上					シンチレーション型サーベ 'メータ	10 台以上		界付近のモニタリングを行う設備 (モニタリングポスト及びモニタ
放射線管理		(4) GM 管式サーベイメータ	5 台以上				(4)	GM 管式サーベイメータ	5 台以上		リングステーション) を追加す る。
	作業管理	(5) 電離箱式サーベイメータ	4 台以上			作業管理	(5)	電離箱式サーベイメータ	4 台以上		【補正にて変更】
		(6) エアスニッファ検出端	51 個	1回以上/年	放射線管理		(6)	エアスニッファ検出端	51 個	1 回以上/年	
		(7) 可搬型空気サンプラ	1 台以上				(7)	可搬型空気サンプラ	1台以上		
		(8) 個人用ダストサンプラ	5 台以上				(8)	個人用ダストサンプラ	5 台以上		
		(9) 放射能測定装置	1 台以上				(9)	放射能測定装置	1台以上		
	Lila y NV a forte setti	(1) 熱蛍光線量計測定装置	1 台以上			dada y iii o oo	(1)	熱蛍光線量計測定装置	1台以上		
	被ばく管理	(2) ポケット線量計	10 本以上			被ばく管理		ポケット線量計	10 本以上		
	•	(1) モニタリングポイント	1式				(1)	モニタリングポイント	1式	1	
		(2) モニタリング車	1式				(2)	モニタリング車	1式		
理控护射线	線(能)測定	(3) 可搬型空気サンプラ	1式			環境管理	(3)	可搬型空気サンプラ	1式		
<u>探·妃////////////////////////////////////</u>	水(肥/例足	(4) 気象観測設備	1式			<u> </u>	(4)	気象観測設備	1式		
		(新規)					(5)	モニタリングポスト	2式		
		(新規)					(6)	モニタリングステーション	<u>1式</u>		

変更前 (平成 30 年 10	月31日認可版)		変更後(補正征	変更理由		
<u>第19表</u> 巡視 <u>・点検</u> を行う	設備等(<u>第69条</u> 関	係)	第17表 巡視を行う設備等	(<u>第76条</u> 関係)		・変更の理由3
巡視 <u>・点検</u> を行う設備等	担当課長	頻度	巡視を行う設備等	担当課長	頻度	記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更するとともに,表中
1. 建物 注1)	施設管理課長		1. 建物 注1)	施設管理課長		の番号を繰り上げる)。
<u>2. DOP-1 カスケード設備</u>	-n./#.4n.rmm F		<u>(削る)</u>			・変更の理由 1 廃止措置段への移行に伴い,表題
3. DOP-2 カスケード設備	設備処理課長		_(削る)_			目等を変更する。 ・変更の理由 1
4. DOP-1 UF ₆ 処理設備	施設管理課長 設備処理課長		<u>(削る)</u>			廃止措置段階への移行に伴い,解 体する設備・機器を削る。また,
5. 滞留ウラン除去設備	設備処理課長		<u>(削る)</u>			維持管理を継続する設備・機器に おいて、保安上の措置が講じられ
6. 均質設備	施設管理課長		<u>(削る)</u>			設備・機器を停止する場合は,当
<u>7</u> . ユーティリティ設備	旭故自连珠文	1 EDV I / E	<u>2</u> . ユーティリティ設備	施設管理課長	1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	該設備・機器に変化が生じないた め、当該設備・機器の停止時の巡
8. 放射線管理設備 (排気用モニタ,エリア用モニタ)	安全管理課長	1回以上/日	<u>3</u> . 放射線管理設備 (排気用モニタ,エリア用 <u>HF</u> モニタ <u>(排気系 2)</u>)	安全管理課長	1回以上/日 ^{注3)}	視頻度を変更する。 【補正にて変更】
<u>9</u> . 一般電源設備			4. 一般電源設備			
<u>10</u> . 非常用発電機			5. 非常用発電機			
11. 無停電電源設備	施設管理課長		6. 無停電電源設備	施設管理課長		
<u>12</u> . 低圧電源設備			<u>7</u> . 低圧電源設備			
13. 給排気設備 (局所排気設備を含む)			8. 給排気設備			
<u>14</u> . 建物 ^{注2)}			<u>9</u> . 建物 ^{注2)}			
15. 第1貯蔵庫 (使用済 NaF 貯蔵エリアを含む)			10. 第1貯蔵庫 (使用済 NaF 貯蔵エリアを含む)			
<u>16</u> . 第 2 貯蔵庫	· 施設管理課長		11. 第2貯蔵庫	│ │ 施設管理課長		
<u>17</u> . 第 3 貯蔵庫	旭以自在床及	1 回以上/週	<u>12</u> . 第 3 貯蔵庫	旭以自垤床又	1 回以上/週	
18. 管理廃水処理設備			13. 管理廃水処理設備			
19. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア			14. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア			
20. 分析設備	処理技術開発課長		<u>(削る)</u>			
注 1) 2〜 <u>13</u> の設備を有する建物 注 2) <u>15</u> 〜 <u>20</u> の設備を有する建物			注 1) 2~ <u>8</u> の設備を有する建物 注 2) <u>10</u> ~ <u>14</u> の設備を有する建物 注 3) 設備・機器の停止時は除く。			

	変更前(平成	30 年 10 月 31 日認可能	扳)						変更後(補正後)					変更理由
		期自主検査(第70第					第 1	8表 機能	を維持すべき設備等に係る	る施設な	2期自主	検査		-変更の理由 3
		, sie					<u>*1* ·</u>	<u> </u>	(<u>第77条</u> 関係) <u>(1/</u>					記載の適正化を図る(表番号及び
設備名称	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	۱۱Г	設備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	要求される機能	維持すべき 期間	担当課長	条番号を変更するとともに、表記
1. 給排気設備	(1)送排風機の起動停止シ ーケンス作動検査	用送排風機の起動制限インタ				l I L	建主棟	①巡視記録の確認	第1種管理区域		機能	期间		の見直しを図る)。 【補正にて変更】
	(2) 気体廃棄設備の処理能力検査 (3) 第 1 種管理区域の負圧 確認 (4) 濾過装置の性能確認	ロックが正常に機能すること の確認 運転中の排風機の処理能力が 所定の能力以上であることの 確認 第1種管理区域が区域外より 負圧に保たれていることの確認 高性能エアフィルタが 99.9% 以上の補集性能があり、交換 時の DOP 試験結果でも 99.9% 以上であることの確認	- 1回/年	施設管理課長	設備処理		 物 付属棟(第1貯蔵庫を含む。) 第2貯蔵庫 第3貯蔵庫 廃棄物貯蔵庫 	検査	-巡視記録により壁、天井及び扉に 破損等がないこと及び床塗装に除 染の妨げとなる大きな剥がれ等が ないことを確認する。また、異常 が確認された場合は、適切な措置 が行われていることを確認する。 第2種管理区域及び非常用発電機棟 ・巡視記録により壁、天井及び扉に 破損等がないことを確認する。ま					・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,解体する設備・機器を削る。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,廃止措置期間中に機能を維持すべき
	(5) 負圧差圧の警報作動検 <u>査</u>	第1種管理区域と区域外との 差圧が異常となった場合に警	1回/月	 					た, 異常が確認された場合は, 適					加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間について明
	(6)保守フードの面速確認 (7)配管フードの機能確認	報を発することの確認	1回/年	1	処理技術開発課長		非常用発電機棟	②地震発生時の巡視記録の確認検 査	切な措置が行われていることを確認する。 ・地震発生時の巡視記録により、地震発生時に建物内外の破損、亀裂等がないことを確認する。また、異常が確認された場合は、適切な措置が行われていることを確認する。	1回/年	漏水防止機 <u>能</u>	管理区域の 解除まで	施設管理 課長	性能を維持すべき期间についく明確にする。 【補正にて変更】
2. 管理廃水処理設備	(1)処理能力の検査	放射性液体廃棄物の廃棄設備	1回/年		用光味文			③建屋鉄骨の肉厚	<u>・</u> 建屋鉄骨の減肉が許容範囲内であ					
3. 非常用通報連絡設備	(2)液面検知の警報作動検 <u>在</u> (3)漏えい検査 (1)機能検査	の処理能力が4001/目以上あ ることの確認 管理廃水受水槽及び管理廃水 排水槽の液面が異常高となっ た場合に警報を発することの 確認 管理廃水チ水槽。反応槽及び 管理廃水排水槽の撮えいがないことの確認 非常用通報連絡設備の機能が 正常であることの確認	1回/年 1回/年 1回/年 1回/年	施設管理課長				測定記録の確認 検査 ④外壁の外観目視 検査	された場合は、適切な措置が行われていることを確認する。 - 外壁面等の外観に著しい亀裂、剥落、欠損、損傷又は腐食がないことを確認する。また、異常が確認された場合には、適切な措置が行					
	(2)機能確認	非常用通報連絡設備の通話及	1回/年	施設管理課 長				⑤天井・内壁の外	われていることを確認する。 ・天井・内壁について, 雨水の流入					
4. 無停電電源設備	(1)無停電電源装置の作動	び非常一斉放送の確認 外部電源喪失時、連続して負		_				観目視検査	又は設置した設備の運転に支障を					
	検査 (2)無停電電源装置の作動	荷へ給電できることの確認 計 蓄電池の電圧が正常であるこ	1回/年	施設管理課					与えるような大きな破損がないこ とを確認する。また,異常が確認					
	(3) 絶縁抵抗試験	との確認 無停電電源装置の絶縁抵抗が	1回/年	長	/				された場合は、適切な措置が行わ れていることを確認する。					
5. DOP-1 UF ₆ 処理設備 6. 滞留ウラン ボンベギ	(1)系内圧力の確認 (2)圧力計の校正	正常であることの確認 系内の圧力が大気圧以下に保 持されていることの確認 系内圧力確認に係る計器の校 正	1回/年	施設管理課長		2	<u>核</u> 天井走行クレー 燃 ン 料 物 テルハ(16 トン	①作動検査	・UF・シリンダを吊り上げたときの 最大吊上げ高さについて、UF・シリンダ最下面からシリンダ置場及び シリンダ積換台の床面までの距離		吊上げ高さ			
6. 滞留ウラン ボンベヤ 除去設備	(1)圧力異常によるインタロックの作動検査(2)圧力計の校正(3)圧力異常警報の作動検	圧力異常高が発生した場合、 系統を大気圧以下に維持する 機能の確認 圧力異常によるインタロック に係る計器の校正 圧力の警報機能の確認	1回/年			1	<u>質</u> ホイスト) <u>の</u> <u>貯</u> 蔵		が 1.2m以下であることを確認す <u>る。</u> ・UF6シリンダを吊り上げていると きに停電した場合には、停止状態	1回/年	制限機能	譲渡し終了 <u>まで</u>	<u>施設管理</u> 課長	
回収用: ールド ラップ	査	温度・圧力異常高が発生した場合、過加熱を防止する機能の確認 機能の 温度・圧力異常によるインタロックに係る計器の校正 温度・圧力の警報機能の確認	1回/年	施設管理課 長	設備処理 課長		<u>施</u> <u>設</u>	②労働安全衛生法 に基づく点検記 録の確認検査	71007-10-1-		性能維持機能	- No.		

	変更前(平成	30年10月31日認可能	反)					変更後(補正後)				変更理由
第2	2.0表 施設定期目	自主検査(第70条関	係)(絹	き)		第18表	表 機能を	·維持すべき設備等に係る	施設定期自主	検査		・変更の理由3
2,5	<u> </u>			<u> ,</u>		<u> </u>	<u> </u>	(第77条関係) (2/5				記載の適正化を図る(表番号及び
設備名称	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	設備(建物)名称等 検	検査項目	検査内容	毎度 要求される	維持すべき 扣	当課長	条番号を変更するとともに,表中
7. 均質設備 均質設備 コールド	(1)温度·圧力異常による インタロックの作動検	温度・圧力異常高が発生した場合、過加熱を防止する機能の			/			・貯蔵状態のままで目視可能な範囲	機能	期間		の番号を繰り上げる。また,表記
トラップ	査 (2)温度・圧力計の校正	確認 温度・圧力異常によるインタロ	1回/年		/	M ANS1 規格 481 ①外側		・ <u>財廠状態のままで日視可能な範囲</u> の外表面に使用上有害な傷,変形				の見直しを図る)。
		ックに係る計器の校正				料ハンドリング用	W. 14. 1.	がないことを確認する。				【補正にて変更】 ・変更の理由 1
	(3)温度·圧力異常警報の 作動検査	温度・圧力の警報機能の確認	1回/月			<u>物</u> <u>シリンダ</u> ②員数	数検査 ・	・ANSI 規格 48Y, ハンドリング用シ リンダ及び滞留ウラン回収容器の				一変更の理由 廃止措置段階への移行に伴い、解
シリンタ <u>槽</u>	(1) 重量異常によるインタ ロックの作動検査	重量異常高が発生した場合, 過充てんを防止する機能の確				の 滞留ウラン回収		員数を識別番号等の記録で照合				体する設備・機器を削る。
	(2)温度・圧力異常による	認 温度・圧力異常高が発生した場				<u> </u>		し、核燃料物質の貯蔵施設に保管中の員数と同じであることを確認	間にはない	議渡し終了 施	設管理	・変更の理由1
	インタロックの作動検査	合, 過加熱を防止する機能の 確認		施設管理課	/	施		<u>する。</u>	1回/年 能		長 ^{注1)}	廃止措置段階への移行に伴い、廃
	(3)重量計の校正	重量異常によるインタロック に係る計器の校正		<u>校</u>	/	<u>③</u> 漏え		・ANSI 規格 48Y, ハンドリング用シ				止措置期間中に機能を維持すべき
	(4)温度・圧力計の校正	温度・圧力異常によるインタロックに係る計器の校正	1回/年		/			リンダ及び滞留ウラン回収容器の バルブ周辺部及びプラグ部周辺に				加工施設及びその性能並びにその
	(5)誤操作防止インタロックの作動検査	電磁弁を誤操作した場合、六フッ化ウラン漏えいを防止す			/			ついて、スミヤ法により採取した				性能を維持すべき期間について明
		る機能の確認			/			スミヤろ紙を放射能測定装置で測 定した結果が、検出限界値以下で				確にする。
	(6) 六フッ化ウラン漏えい 拡大防止インタロック	六フッ化ウランが漏えいした 場合,漏えいの拡大を防止す る機能の確認						あることを確認する。				【補正にて変更】 ・変更の理由 2
	の作動検査 (7)温度・圧力異常警報の	<u>る機能の確認</u> 温度・圧力の警報機能の確認	1回/月		/		排風機の起動 止シーケンス	・運転中の排風機が故障発生で停止 し予備の排風機が自動起動するこ				加工施設の性能に係る技術基準に
8. 局所排気設備	作動検査 (1)工程用モニタ異常によ	六フッ化ウランが漏えいした	1四/月				動試験	とを確認する。				関する規則に定める技術上の基準
<u></u>	るインタロックの作動 検査	場合、排気系統を切り替える 機能の確認	1回/年		/	廃	1 =	・運転中の排風機の停止と同時に運				として定められていない管理区域
	(2)工程用モニタの校正	工程用モニタ異常によるイン タロックに係るモニタの校正	1 H/ T	施設管理課	/ /	<u>棄</u> 物		転中の送風機が停止し,予備の排 風機の自動起動から約30秒後に送				の線量当量率及び空気中の放射性
	(3)工程用モニタの警報作	工程用モニタの警報機能の確	1回/月	<u> </u>		$ \overline{o} $		風機が再起動することを確認す				物質の濃度の測定に係る検査項目
	動検査	赵	1回/年			棄		<u>る。</u> ・送風機運転中に,運転中の排風機				を削る。
9. 非常用発電機	(1)非常用発電機の作動検 <u>査</u>	外部電源喪失時,非常用発電 機が起動して40秒以内に負荷	1回/年			施	-	に停止信号を与えても運転中の排	負圧維持機			【補正にて変更】
		へ給電できる状態になること の確認	<u> </u>	施設管理課	/ /	<u> </u>		風機が停止しないことを確認す	1回/年	After a stiff After TIII		
	(2)非常用発電機の作動検 査	非常用発電機を起動し、その 作動状態を確認	1回/月	<u>長</u>		②気体	体廃棄設備の・	・排風機の処理能力について所定の	閉じ込め機		設管理	
	(3)絶縁抵抗試験	非常用発電機の絶縁抵抗が正常であることの確認	1回/年		/	処理	理能力検査	能力が 20,000 m³/h 以上であること	<u>用E</u>	まで	反	
10. 放射線管理設備	(1)排気用モニタの校正	排気用モニタ (α, β(γ), 旧) の校正及び所定の値で警 報を発することの確認				③第1	1種管理区域・	を確認する。 ・第 1 種管理区域の各室が区域外よ	放射性物質	_		
	(の) エリマ田エニカの技工	報を発することの確認	1回/年	安全管理課長				り負圧が-19.6 Pa (-2mmH20) 以下	の捕集機能	1		
	(2)エリア用モニタの校正	エリア用モニタの校正及び所 定の値で警報を発することの		<u>K</u>		(4) A H	過装置の性能・	に保たれていることを確認する。 ・高性能エアフィルタ交換時の DOP				
11. 核燃料物 天井走行	(1)天井走行クレーン及び	<u>雌総</u> シリンダの吊上げ高さを制限				検査		試験結果で捕集効率が 99.9%以上				
質の貯蔵設 備	テルハの作動検査	シリンダの吊上げ高さを制限 する機能及び吊上げ操作時の 停電による誤操作防止機能の			/	0.75		であることを確認する。				
	(2)安衛法に基づく点検記	確認	1回/年		/ /			·第 1 種管理区域の区域外との差圧 が異常となった場合に,設定値の	1回/年			
	録の確認検査	タ衛法に基づく点検の記録に より性能が正常であることの 確認		Marin Ade armom	/ /			許容範囲内で警報が発することを	1回/月			
原料・廃品シリン	(1)外観検査	使用上有害な傷,変形等がないことの確認		<u>施設管理課</u> 長	/	注 1) 漏えい検査における:	スミヤろ紙のた	確認する。 放射能測定は、安全管理課長が実施す	る .			
デリング ボリング	(2)員数検査	員数を目視により確認			/	in 1) mayer (XIII (401) b.	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	AMBERICAS, ALBERTAN AND	0.0			
用シリン	(3)漏えい検査	バルブ及びプラグ部周辺につ	1回/年		ch A 887 m							
ダ及び滞 留ウラン		バルブ及びプラグ部周辺について、スミヤ法により漏えいのないことの確認			安全管理 課長							
回収容器 12. 自動火災報知設備	(1)自動火災報知設備の警	自動火災報知設備の警報装置										
	報装置の機能検査	の機能が止席であることの確 認	1回/月	施設管理課	/							
	(2)消防法に基づく点検記録の確認検査	消防法に基づく点検の記録に より機能が正常であることの	1回/年	<u>長</u>	/							
13. 管理区域	(1)線量当量率及び空気中	確認		^ _ ^ _								
201 <u>B 22 - 200</u>	の放射性物質濃度の測定	線量当量率及び空気中の放射 性物質濃度が所定の値以下で あることの確認	1回/年	安全管理課長	//							
	I ~-	NO C WHERD		1								

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)			変更後(補正後)					変更理由
	第 1	8表 機能	・変更の理由1					
			(第77条関係)(3/!	<u>5)</u>		T	1	廃止措置段階への移行に伴い,解 1 体する設備・機器を削る。
	設備(建物)名称等	検査項目	<u>検査内容</u>	頻度	要求される 機能	維持すべき 期間	担当課長	体 9 る 設備 * 機 6 を 刊 る。 ・変 更 の 理 由 1
	放射 主棟(排気系 2)	①送排風機の起動 停止シーケンス						廃止措置段階への移行に伴い、廃
	性	作動試験	とを確認する。					□ 止措置期間中に機能を維持すべき □ 加工施設及びその性能並びにその
	<u>廃</u> <u>棄</u> 物		・排風機のバックアップがない状態 では、運転中の排風機が停止した					性能を維持すべき期間について明
	<u>物</u>		ときには運転中の送風機が自動停止することを確認する。					確にする。
	廃		・バックアップを含む排風機 2 台が 停止状態では、送風機が起動しな		負圧維持機			【補正にて変更】
	<u>の</u> 廃 <u>薬</u> <u>施</u> <u>設</u>		いことを確認する。	1回/年	能			
	<u>設</u>	②気体廃棄設備の 処理能力検査	・排風機の処理能力について所定の 能力が 5,000 ㎡/h 以上であること		閉じ込め機	第1種管理 区域の解除	施設管理	
		③第1種管理区域	を確認する。 ・第 1 種管理区域の各室が区域外よ		<u>RE</u>	<u>まで</u>	課長	
		の負圧確認	り負圧が-19.6 Pa (-2mmH ₂ 0) 以下		放射性物質 の捕集機能			
		④ろ過装置の性能	に保たれていることを確認する。 ・高性能エアフィルタ交換時の DOP		410.215.10MUG			
		<u>検査</u>	試験結果で捕集効率が 99.9%以上 であることを確認する。					
		⑤負圧差圧の警報	・第 1 種管理区域の区域外との差圧		1			
		作動検査	が異常となった場合に、設定値の 許容範囲内で警報が発することを	1回/年 1回/月				
	付属棟(局所排	①送排風機の起動	<u>確認する。</u> ・運転中の排風機が故障発生で停止					
	気設備)	停止シーケンス 作動試験						
		1上到11八宗	・運転中の排風機の停止と同時に運					
			転中の送風機が停止し,予備の排 風機の自動起動から約30秒後に送					
			風機が再起動することを確認する。					
			・送風機運転中に,運転中の排風機		負圧維持機			
			に停止信号を与えても運転中の排 風機が停止しないことを確認す	1回/年	能			
		②気体廃棄設備の	る。 ・排風機の処理能力について所定の		閉じ込め機	第1種管理 区域の解除	施設管理	
		処理能力検査	能力が 24,000 m³/h 以上であること を確認する。		能	まで_	課長	
		③第1種管理区域	・第 1 種管理区域の各室が区域外よ		放射性物質 の捕集機能			
		の負圧確認	<u>り負圧が-19.6 Pa (-2mmH_oO) 以下</u> に保たれていることを確認する。		310767800			
		④ろ過装置の性能 絵本	・高性能エアフィルタ交換時の DOP 試験結果で捕集効率が 99.9%以上					
		<u>検査</u>	であることを確認する。		_			
		⑤負圧差圧の警報 作動検査	・第 1 種管理区域の区域外との差圧 が異常となった場合に、設定値の	1回/年				
			許容範囲内で警報が発することを 確認する。	1回/月				
			, mark mark 1 - 10° U					

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)				変更後(補正後)					変更理由
		<u>第</u> 1	18表 機能	を維持すべき設備等に係る		・変更の理由1			
			1	<u>(第77条関係)(4/!</u>		亜分される	5 維持すべき	.1	廃止措置段階への移行に伴い、解 1 体する設備・機器を削る。
		備(建物)名称等	検査項目	検査内容	頻度	機能	期間	担当課長	・変更の理由1
	放射性廃	保守フード	①面速確認検査	<u>・通常使用時において</u> , 開口部から フード内部に向かう気流の面速が 0.5m/sec 以上であることを確認 する。	1回/年	局所排気機 <u>能</u>	第1種管理 区域の解除 まで	施設管理課長	廃止措置段階への移行に伴い,廃 止措置期間中に機能を維持すべき 加工施設及びその性能並びにその
	寒物の廃棄施	処理設備)	①処理能力の検査 ②漏えい検査	・放射性液体廃棄物の処理能力について 4000以上の廃水を処理する時間が 24 時間以内であることを確認する。 ・管理廃水受水槽,反応槽及び管理	1回/年		型管理区域の		性能を維持すべき期間について明確にする。 【補正にて変更】 ・変更の理由 1
	<u>施</u> 設		③液面検知の警報 作動検査	廃水排水槽の水位が24時間以上変化しないことを確認する。 管理廃水受水槽及び管理廃水排水 槽の液面が異常高となった場合に 警報が吹鳴することを確認する。	1回/年 1回/月	理機能	解除まで	<u>課長</u>	廃止措置段階への移行に伴い、性能を維持すべき施設として敷地境界付近のモニタリングを行う設備(モニタリングポスト及びモニタ
	射線管理施設	排気用モニタ	①警報作動検査 ①警報作動検査	・計数効率が排気用モニタ(α線ダストモニタ)で 10%以上、排気用モニタ(β(y)線ダストモニタ)で 15%以上であることを確認する。 警報設定値の±5%以内で計数率計のランプが点対し、警報が吹鳴することを確認する。 ・トレーサビリティが担保された試薬をモニタ本体に投入し、スパン校正を行う。 ・警報設定値を超えた場合にモニタ本体の警報が表示され、放射線監視盤で警報表示及び警報が吹鳴することを確認する。	1回/年	空気中のか 射性物質 度の監視機 能	<u>女</u> 第1種管理 と 区域の解除 と まで	安全管理	リングステーション)を追加する。 【補正にて変更】
		モニタリングポ <u>スト</u> モニタリングス テーション	①感度試験 ②指示精度確認試験 ③警報作動試験	・検出器の中心より 1mの高さから 垂直に標準線源により y 線を照射 した際に監視端末に表示される指 示値が、照射した基準線量率に対 して±20%の許容範囲内であるこ とを確認する。	1回/年		5 第1種管理		

変更前(平成 30 年 10 月 31 日認可版)	丹 ノベルショトル	<u> </u>	変更後(補正後)	又死足				変更理由
		第18表 機能	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解					
	設備(建物)名	40 to 150	(第77条関係)(5/ 		要求される	維持すべき	担当課長	体する設備・機器を削る。
	を 非常用通報		<u>検査内容</u> ・機能が正常であることを確認す	頻度	機能	期間	担自硃友	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,廃
	<u>の</u> 他	②機能確認	る。 ・通話及び非常一斉放送が正常であ	1四/年	センター内の連絡機能		施設管理 課長	発工指直段階への移行に伴い、廃 止措置期間中に機能を維持すべき
	加		ることを確認する。	1四/月	V / 注 / IT / K / IT	MM & C		加工施設及びその性能並びにその
	施		<u>・絶縁抵抗値が 3MΩ以上であること</u> <u>を確認する。</u>					性能を維持すべき期間について明確にする。
	<u>設</u>	②作動検査	・外部電源喪失時に連続して負荷へ 蓄電池から所定の交流出力電圧,	1 回/年				【補正にて変更】
	の 附 <u>属</u> <u>施</u> 設		電流が供給できることを確認する。	1 1 1 7				
	<u>施</u> 設		- 交流出力電圧:盤面で105V±1.6V - 交流出力電流:盤面で0.412KA以下					
			・ 蓄電池の電圧が正常であることを 確認する。		外部電源喪 失時の電源	管理区域の		
	非常用発電	①絶縁抵抗試験	・絶縁抵抗値が 5MΩ以上であることを確認する。		供給機能	解除まで	<u>課長</u>	
		②作動検査	・外部電源喪失時に非常用発電機が					
			40 秒以内に起動完了することを確認する。	1四/平				
			発電機電圧 :6,600 V ±300 V 発電機周波数:60.0Hz ±1.0Hz					
			・非常用発電機を起動し、その作動 状態を確認する。	1四/月				
	自動火災報備	独設①消防法に基づく 点検記録の確認	・消防法に基づく点検の記録により 機能が正常であることを確認す	1回/年	I. ((C ±II fen bild	Мт □ □ ↓ ↓ ↑	+le⇒n, M*rem	
		検査 ②警報装置の機能	<u>る。</u> ・警報装置の機能が正常であること		能	管理区域の 解除まで	課長	
		<u>検査</u>	を確認する。	1回/月				

	変更前(平成3	0 年 10 月	31 日認可別	<u></u> $ \bar{z} $			変更	後(補正	(後)			変更理由
第2	2 1 - 1 表 保安教育					貿			方針(第 9 1	条関連)		・変更の理由3
			, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	実施時間					1	実施時間		記載の適正化を図る(表番号及び
	区 分	実施	放射線業	務従事者			区 分	実施	放射線業	務従事者		条番号を変更する。また、表中の
保安教育訓練内容		時期 注 2)	運転・保守に 係る業務に従 事する者 注1)	その他の者	放射線業務従事者以外の者	保安教育訓練内容		時期 注 2)	運転・保守に 係る業務に従 事する者 注1)	その他の者	放射線業務従 事者以外の者	番号を繰り下げるとともに,表記の見直しを図る)。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,廃
	原子炉等規制法等関係 法令	年1回	1 時間 以上	1 時間 以上	0.5 時間 以上		原子炉等規制法等関係 法令	年1回	1 時間 以上	1 時間 以上	0.5 時間 以上	止措置に関する事項を保安教育に 追加する。
(1) 関係法令,保 安規定の遵守及	保安規定 核燃料物質加工事業許 可申請書	変更時		0.5 時間 以上 (職務に応じて)	(1) 関係法令,保 安規定の遵守及 び加工事業許可	保安規定 廃止措置計画認可申請 <u>書</u>	変更時		0.5 時間 以上 (職務に応じて)	
び加工事業許可 申請書に関する こと	保安規定で定める品質 保証に係る文書(原子力 安全に係る品質方針, 品質目標を含む) (従業員等に対して適 用)	年1回	1 時間 以上	1 時間 以上	1 時間 以上	申請書並びに廃 止措置計画認可 申請書に関する こと	保安規定で定める品質 保証に係る文書(原子力 安全に係る品質方針, 品質目標を含む) (従業員等に対して適 用)	年1回	1 時間 以上	1 時間 以上	1 時間 以上	
(2) 施設の構造, 性能及び操作に	施設・設備概要 主要系統の機能・性能 運転管理	年1回	<u>2</u> 時間 以上	<u>1</u> 時間 以上 (概要のみ)	0.5 時間 以上 (概要のみ)	(2) 施設の構造, 性能に関するこ	施設・設備概要 主要系統の機能・性能 運転管理	年1回	<u>1.5</u> 時間 以上	0.5 以上 (概要のみ)	0.5 時間 以上 (概要のみ)	
関すること	保守管理運転訓練	変更時		0.5 時間 以上 (職務に応じて	·)	٤	保守管理運転訓練	変更時		0.5 時間 以上 (職務に応じて)	
(新規)						(3) 廃止措置に関すること	廃止措置の実施計画	年1回	<u>0.5 時間</u> 以上	<u>0.5 時間</u> 以上		
(<u>3</u>) 臨界に関する こと	臨界管理	年1回	0.5 時間 以上	0.5 時間 以上		(<u>4</u>) 臨界に関する こと	臨界管理	年1回	0.5 時間 以上	0.5 時間 以上		
(<u>4</u>) 放射線管理に 関すること	放射線防護 放射線管理	年1回	0.5 時間 以上	0.5 時間 以上		(<u>5</u>) 放射線管理に 関すること	放射線防護 放射線管理	年1回	0.5 時間 以上	0.5 時間 以上		
(<u>5</u>) 核燃料物質等 及び放射性廃棄 物の取扱いに関 すること	核燃料物質等の管理 放射性廃棄物の管理	年1回	1 時間 以上	0.5 時間 以上		(6) 核燃料物質等 及び放射性廃棄 物の取扱いに関 すること	核燃料物質等の管理 放射性廃棄物の管理	年1回	1 時間 以上	0.5 時間 以上		
(<u>6</u>) 非常の場合に と (訓練を含む)	採るべき処置に関するこ	年1回	0.5 時間 以上	0.5 時間 以上	0.5 時間 以上	(<u>7</u>) 非常の場合に担 と (訓練を含む)	采るべき処置に関するこ	年1回	0.5 時間 以上	0.5 時間 以上	0.5 時間 以上	
(<u>7</u>) その他 <u>,</u> 加工だ し必要な事項	施設に係る保安教育に関	年1回 事故事例 発生時		0.5 時間 以上 (職務に応じて	·)	(<u>8</u>) その他加工施設 必要な事項	役に係る保安教育に関し	年1回 事故事例 発生時		0.5 時間 以上 (職務に応じて)	
ただし、役員につい	ては <u>第84条</u> 第1項に基っ	がくものと _す	さる。			ただし、役員につい	ては <u>第91条</u> 第1項に基へ	づくものとす	-る。			
注 1) 加工施設の運 料物質等を直接 注 2) 新規配属者に		及び付帯設	(備を含む)に係る	3業務に従事す	る者又は核燃	注 1) 加工施設の運 料物質等を直接 注 2) 新規配属者に		i及び付帯設	備を含む)に係る	る業務に従事す	る者又は核燃	

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
<u>第21-2表</u> 緊急作業に係る教育訓練(<u>第84条</u> 関係) (略)	第20表 緊急作業に係る教育訓練(<u>第91条</u>関係) (変更なし)	・変更の理由3 記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更する)。

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)			変更後(補正後)				変更理由	
<u>第22表</u> 記録及び保存に係る項目(<u>第86条</u> 関係)			第21表 記録及び保存に係る項目(第92条関係)(1/3)				・変更の理由 3	
	記録事項	保存期間	保存責任者		記録事項	保存期間	保存責任者	記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更するとともに、表記
1. 加工施設の 検査記録	(1) 法第16条の3第1項の規定による使用 前検査の結果	同一事項に関する	管理者 安全管理課長	1. 加工施設の 検査記録	(1) 法第16条の3第1項の規定による使用 前検査の結果	同一事項に関する	管理者 安全管理課長	不留方を変更りることもに、表記 の見直しを図る)。 【補正にて変更】
	(2) 法第16条の5第1項の規定による施設 定期検査の結果	次の検査 のときま での期間			(2) 法第16条の5第1項の規定による施設 定期検査の結果	一 次の検査 のときま での期間		・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い,核
	(3) <u>第20表</u> に定める設備の施設定期自主検査の結果	検5年 後5年 経過 での期 間			(3) <u>第17表</u> に定める設備の施設定期自主検 査の結果	検査終了 後5年が 経過する までの期 間		燃料物質をセンター外へ運搬する 職位を施設管理課長に一本化す る。
2. 放射線管理記錄	(1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備 及び排水口又は排水監視設備における放 射性物質の1日間及び3月間についての 平均濃度	10 年間	安全管理課長	記録	(1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備 及び排水口又は排水監視設備における放 射性物質の1日間及び3月間についての 平均濃度	10 年間	安全管理課長	
	(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部 放射線に係る1週間の線量当量並びに管 理区域における空気中の放射性物質の1 週間の平均濃度及び放射性物質によって 汚染された物の表面の放射性物質の密度				(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部 放射線に係る1週間の線量当量並びに管 理区域における空気中の放射性物質の1 週間の平均濃度及び放射性物質によって 汚染された物の表面の放射性物質の密度			
	(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日,7月1日,10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	加工規則第7条定制 ある 期間			(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日,7月1日,10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	加工規則 第7条第 5項に定 める期間		
	(4) 4月1日を始期とする1年間の線量が2 0ミリシーベルトを超えた放射線業務従 事者の当該1年間を含む原子力規制委員 会が定める5年間の線量				(4) 4月1日を始期とする1年間の線量が2 0ミリシーベルトを超えた放射線業務従 事者の当該1年間を含む原子力規制委員 会が定める5年間の線量			
	(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した 期間の始期及び終期並びに放射線業務従 事者の当該期間の線量				(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した 期間の始期及び終期並びに放射線業務従 事者の当該期間の線量			
	(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の 属する年度における当該日以前の放射線 被ばく経歴及び原子力規制委員会が定め る5年間における当該年度の前年度まで の放射線被ばくの経歴				(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の 属する年度における当該日以前の放射線 被ばく経歴及び原子力規制委員会が定め る5年間における当該年度の前年度まで の放射線被ばくの経歴			
	(7) センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	1年間	施設管理課長 <u>処理技術開発課長</u>		(7) センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量,その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	1年間	施設管理課長 <u>(削る)</u>	

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)			変更後(補正後)				変更理由	
<u>第22表</u> 記録及び保存に係る項目(<u>第86条</u> 関係) <u>(続き)</u>				<u>第21表</u> 記録及び保存に係る項目(<u>第92条</u> 関係) <u>(2/3)</u>			・変更の理由3	
	記録事項	保存期間	保存責任者		記録事項	保存期間	保存責任者	記載の適正化を図る(表番号及び 条番号を変更するとともに,表中
2. 放射線管理 記録 (続き)	(8) 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した 放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物 に含まれる放射性物質の数量、当該放射 性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固 型化した場合には当該容器の数量及び比 重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	加工規則 第7条第 7項に定 める期間	管理者	2. 放射線管理 記録 (続き)	(8) 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した 放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物 に含まれる放射性物質の数量、当該放射 性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固 型化した場合には当該容器の数量及び比 重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	加工規則 第7条第 7項に定 める期間	管理者	の番号を繰り上げる。また、表記の見直しを図る)。 【補正にて変更】・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解
	(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器 に固型化した場合には、その方法				(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器 に固型化した場合には、その方法			体する設備・機器の操作記録を削る。
3. 操作記録	(1) 第2表に定める保安上特に管理を必要と する設備における温度, 圧力及び流量の 値	1 年間	施設管理課長 設備处理課長 安全管理課長	3. 操作記録	(削る)	1年間	施設管理課長 (削る)	・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削るため、解体する設備・機器を所掌していた職位を削る。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、適用を受けない加工施設の定期的な評価について、これまで実施した当該記録の保管を明確にするための注書きを追加する。 ・変更の理由 3 記載の適正化を図る(表記の見直しを図る)。
	(2) 第2表に定める保安上特に管理を必要と する設備の操作開始及び操作停止の時刻				(1) 第2表に定める保安上特に管理を必要と する設備の操作開始及び操作停止の時刻		安全管理課長	
	(3)警報装置から発せられた警報の内容				(2)警報装置から発せられた警報の内容			
	(4) 第2表に定める保安上特に管理を必要と する設備の操作責任者及び操作員の氏名 並びにこれらの者の交代の時刻				(3) 第2表に定める保安上特に管理を必要と する設備の操作責任者及び操作員の氏名 並びにこれらの者の交代の時刻			
4. 保守記録	(1) 加工施設の巡視 <u>及び点検</u> の状況 <u>並びに</u> そ の担当者の氏名		管理者 安全管理課長	4. 保守記録	(1) 加工施設の巡視の状況 <u>及び</u> その担当者の 氏名	1年間	安全管理課長	
	(2) 加工施設の修理の状況及びその担当者の 氏名		XIIIXX	王自在林氏	(2) 加工施設の修理の状況及びその担当者の 氏名		у <u>ша</u> .ши,	
5. 加工施設の	(1) 事故の発生及び復旧の時	加工規則 第7条第 7項に定	管理者	5. 加工施設の 事故記録	(1) 事故の発生及び復旧の時	加工規則	管理者	
事故記録	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置		安全管理課長		(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	第7条第 7項に定 める期間	安全管理課長	
	(3) 事故の原因	める期間			(3) 事故の原因			
	(4) 事故後の処置				(4) 事故後の処置			
6. 気象記録	(1) 風向及び風速	10 年間	安全管理課長	6. 気象記録	(1) 風向及び風速	10 年間	安全管理課長	
	(2) 降雨量				(2) 降雨量			
	(3) 大気温度				(3) 大気温度			
7. 保安教育の	(1) 保安教育の実施計画	3 年間	各課室長	記録	(1) 保安教育の実施計画	3年間	各課室長	
記録	(2) 保安教育の実施日時及び項目				(2) 保安教育の実施日時及び項目			
	(3) 保安教育を受けた者の氏名				(3) 保安教育を受けた者の氏名			
8. 品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の項に掲げるものを除く)		作成又は 変更後5 年が経過 するまで の期間	安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長 各課室長		及び改善状況の記録(他の項に掲げるものを 変更後 年が経)	作成又は 変が 年 を を を る ま で の 期間	7 (統括部長 5 (経過 統括監査の職 5 まで 契約部長 各課室長	
9. 加工施設の	(1) 保安活動の実施の状況の評価	加工規則	施設管理課長 安全管理課長	□ J. 加工/吨队 ⁽⁾	(1) 保安活動の実施の状況の評価	加工規則 第7条第 7項に定 める期間	安全管理課長	
定期的な評価 の結果	(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	第7条第 7項に定 める期間	に定	の結果	(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価			
	(3) 経年変化に関する技術的な評価			<u>注)</u>	(3) 経年変化に関する技術的な評価			
	(4) 経年変化に関する技術的な評価に基づき 加工施設の保全のために実施すべき措置 に関する10年間の計画				(4) 経年変化に関する技術的な評価に基づき 加工施設の保全のために実施すべき措置 に関する10年間の計画			
L	10円 7 分 10 下間27月間	1	<u>. </u>		に関する 10 年間の計画			

変更額 (平成 30 年 10 月 31 日記可版) 変更理由 変更の理由 変更の 変更を
10. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる加工施設 加工規則 第7条第 7項に定 の設備の名称 2. 核原料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の8第2項に基づき、廃止措置計 画の認可を受けた日までに評価した記録に適用する。 2. 核原料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の8第2項に基づき、廃止措置計
(新規) 10. 廃止措置に係る工事の方法,時期及び対象となる加工施設の設備の名称 加工規則第7条第7項に定める期間第7条第7項に定める期間 設備処理課長第20条の8第2項に基づき,廃止措置計算に関する事項を追加する。 注)核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の8第2項に基づき,廃止措置計画の認可を受けた日までに評価した記録に適用する。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,廃理の理由1 廃止措置段階への移行に伴い,適用を受けない加工施設の定期的な評価について,これまで実施した当該記録の保管を明確にするため当該記録の保管を明確にするため当該記録の保管を明確にするため。

変更前 (平成 30 年 10 月 31 日認可版)	変更後(補正後)	変更理由
	<u>附則</u>	・附則の追加
	<u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u>	